

青森県介護福祉士 実務者研修受講資金 貸付事業の手引き



社会福祉法人青森県社会福祉協議会
(令和4年4月版)

～ 目 次 ～

1. 介護福祉士実務者研修受講資金貸付事業の概要・・・・・・・・・・・・・・・・ p 1
2. 貸付申請から返還免除までのフローチャート・・・・・・・・・・・・・・・・ p 9
3. 貸付申請から貸付金交付までの流れ・・・・・・・・・・・・・・・・ p 10
4. 貸付後の手続き・・・・・・・・・・・・・・・・ p 11
5. 貸付金の返還・・・・・・・・・・・・・・・・ p 14
6. よくある質問・・・・・・・・・・・・・・・・ p 19
7. 様式と記入例、実施要綱等・・・・・・・・・・・・・・・・ p 21

1.介護福祉士実務者研修受講資金貸付事業の概要

(1) 目的

この事業は、法第 40 条第 2 項第 5 号に規定する文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校または都道府県知事の指定した養成施設（以下「実務者研修施設」という）に在学し、介護福祉士の資格の取得を目指す学生に対し修学資金（以下「受講資金」という）を貸し付けることにより、地域の福祉・介護人材の育成及び確保並びに定着を支援することを目的とします。

(2) 実施主体

この事業は、社会福祉法人青森県社会福祉協議会（以下「県社協」という）が実施します。

(3) 貸付対象者

以下のすべての条件を満たしている方が、貸付の対象となります。

- ① 実務者研修施設に在学している方
- ② 実務者研修施設を卒業後、1 年以内に介護福祉士資格を取得し、青森県内で返還免除対象業務（※1）に従事する意思のある方
- ③ 実務者研修施設の卒業年度に介護福祉士国家試験を受験可能な方
※3年以上介護等の業務に従事した方、または国家試験を「実務経験見込」で受験できる方
- ④ 他都道府県において同種の貸付を受けたことがない方

※職業訓練として実務者研修を受講している方や、教育訓練給付制度を利用して実務者研修を受講している方は申込できません。

※1

返還免除対象業務とは、青森県介護福祉士修学資金等貸付事業実施要綱第 11 条に規定する以下の業務のことです。

昭和 63 年 2 月 12 日社庶第 29 号社会局長・児童家庭局長連名通知「指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格に係る介護等の業務の範囲等について」の別添 1 に定める職種若しくは別添 2 に定める職種又は当該施設の長の業務

上記に該当する職種は、公益財団法人社会福祉振興・試験センターのホームページに詳しく掲載されています。

該当ページ (http://www.sssc.or.jp/kaigo/shikaku/k_09.html) は、以下を検索しても表示されます。

検索

介護福祉士国家試験 実務経験の範囲

(4) 貸付額等

①貸付額

20万円を上限とします。ただし、貸付回数は1人当たり1回限りとします。

②対象経費

下記㉗～㉙の経費が対象となります。

㉗ 実務者研修施設に支払う授業料

㉘ 実習費及び教材費等の納付金

㉙ 参考図書、学用品、交通費及び国家試験の受験手数料等

※生活費や、介護福祉士実務者研修受講及び介護福祉士国家試験の受験に結びつかない経費は対象となりません。

(5) 貸付利子

無利子です。

ただし、最終返還期限を過ぎた場合、返還すべき額につき年3%の延滞利子が発生します。

(6) 連帯保証人

受講資金の貸付を受けるにあたっては、債務を負担する能力のある連帯保証人が必要です。

貸付申請日時時点で貸付申請者が未成年の場合は、貸付申請者の法定代理人（親権者等）が連帯保証人となります（民法改正に伴い、令和4年4月1日から成年年齢は18歳になります）。

また、連帯保証人は、貸付を受けた方と連帯して債務を負担するものとします。

※下記に該当する方は原則として連帯保証人になることができません（法定代理人を除く）。

- ・債務整理中である（自己破産や個人再生等）
- ・住民税非課税世帯である
- ・他の借入金の返済を滞納している
- ・申請日において未成年もしくは75歳以上である
- ・この事業（介護福祉士実務者研修受講資金貸付事業）の申込中、借入中または連帯保証人である

(7) 貸付の申請

貸付を希望する場合は、実務者研修受講期間内に下記①～③の書類を実務者研修施設に提出してください（住民票と課税証明書は3か月以内に発行されたものを提出してください）。

実務者研修施設は、貸付希望者から提出された書類に『推薦状』（様式②）を添えて、実務者研修受講期間内に県社協へ提出してください。

※受講期間終了後に書類が提出された場合は、受け付けできません。貸付を希望する方は、実務者研修施設と相談のうえ、余裕をもって申請してください。

【貸付希望者の提出書類】

① 介護福祉士実務者研修受講資金 貸付申請書（様式①）

② 貸付を受けようとする方の世帯全員の住民票 ※マイナンバーの記載が無いもの

③ 連帯保証人の課税証明書（市町村役場が発行する証明書）

(8) 貸付決定の方法

実務者研修施設から必要書類が届いたら、県社協で審査を行い、貸付の可否を決定します。

申込の内容によっては、貸付が不承認となったり、希望する額よりも少ない金額に決定する場合があります。

(9) 貸付方法

貸付が決定した場合は、県社協会長と貸付決定者の間で『借用書』(様式③)により、貸付に係る契約を締結します。

契約締結後に、貸付決定者が有する金融機関の口座へ、貸付金を一括で振込みします。

(10) 返還の債務の当然免除

受講資金の貸付を受けた方(以下「借受人」という)が、次の①～②のいずれかに該当する場合は、貸付額に係る返還の債務を免除します。

- ①実務者研修施設を卒業した日から1年以内に介護福祉士の登録を行い(※1)、青森県内において返還免除対象業務に従事し(※2)、かつ、介護福祉士の登録日と返還免除対象業務に従事した日のいずれか遅い日の属する月以降、2年間、引き続き従事したとき(※3)。
- ②返還免除対象業務に従事している期間中に業務上の事由により死亡し、または業務に起因する心身の故障のため返還免除対象業務に継続して従事することができなくなったとき。

【当然免除までの流れ】

①に該当する場合：

- ・返還免除対象業務に従事している期間(以下「返還免除対象期間」という)中、県社協宛に毎年度『業務従事届』(様式⑥)を提出
- ・借受人から提出された『業務従事届』(様式⑥)で、県社協が返還免除対象期間内の業務の従事状況を確認
- ・2年間、引き続き業務に従事した借受人宛に、県社協から『返還債務免除申請書』(様式⑪)の様式を送付
- ・借受人は、『返還債務免除申請書』(様式⑪)に必要事項を記入し、県社協へ返送
- ・借受人から提出された『返還債務免除申請書』(様式⑪)等を確認し、県社協が、借受人の返還債務の当然免除を決定
- ・県社協から借受人と連帯保証人に免除の決定通知を送付。借受人には、併せて借用書を返却

②に該当する場合：

- ・借受人が業務上の事由による死亡、心身の故障のため返還免除対象業務に継続して従事できなくなったら、県社協宛に『返還債務免除申請書』（様式⑪）を提出
 - ※借受人が亡くなった場合は、連帯保証人または親族が『借受人死亡届』（様式⑩）と、死亡診断書等の根拠となる書類を併せて提出してください
 - ※心身の故障のため返還免除対象業務に継続して従事できなくなった場合は、医師の診断書等の根拠書類を併せて提出してください
- ・県社協が、借受人の返還債務の当然免除を決定し、借受人と連帯保証人に免除の決定通知を送付。借受人には、併せて借用書を返却

※1

- ・介護福祉士の登録を行ったが、就職活動中等で返還免除対象業務に就いていない場合は『現況報告書』（様式⑮）を県社協へ提出してください。
- ・介護福祉士の資格登録をした借受人が、実務者研修施設の卒業後1年以内に返還免除対象業務以外の職種に採用された場合で、返還免除対象業務に従事する意思があると県社協会長へ申請し、認められた場合は、返還免除対象業務に従事するまでの期間を「卒業した日から1年以内」から「卒業した日から2年以内」に読み替えます
 - ※実務者研修施設を卒業した日に介護等の業務への従事期間が3年に達していなかった方は、返還免除対象業務に従事するまでの期間を「介護等の業務に従事する期間が3年に達した日から2年以内」に読み替えます

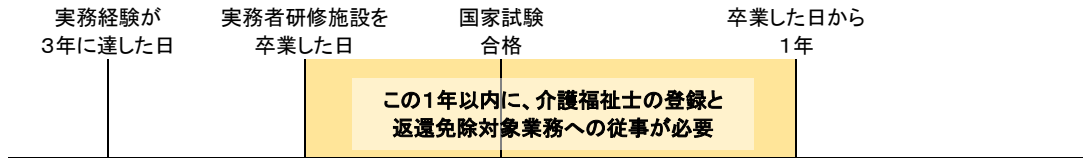
【介護福祉士の登録後、返還免除対象業務以外の職種に採用された場合の流れ】

- ・返還免除対象業務に従事する意思が無い ⇒ 貸付金を返還することになります
- ・返還免除対象業務に従事する意思がある ⇒ 以下の手続きが必要です
 - ①県社協へ『現況報告書』（様式⑮）を提出する
 - ②実務者研修施設の卒業後2年以内に返還免除対象業務に従事し、速やかに県社協へ『業務従事届』（様式⑥）を提出する

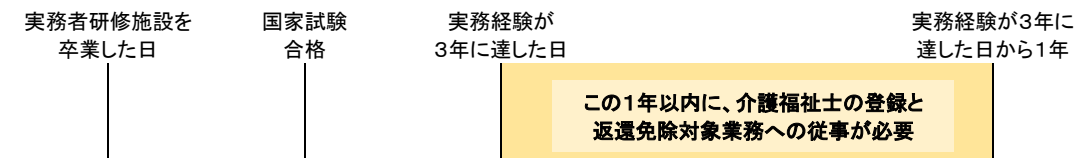
※2

実務者研修施設を卒業した日に介護等の業務への従事期間が3年に達していない方は、介護等の業務に従事する期間が3年に達した日から1年以内に、介護福祉士の登録を行い、青森県内で返還免除対象業務に従事する必要があります

【介護等の業務への従事期間が3年に達した後で、実務者研修施設を卒業した場合】



【実務者研修施設を卒業した後で、介護等の業務への従事期間が3年に達した場合】



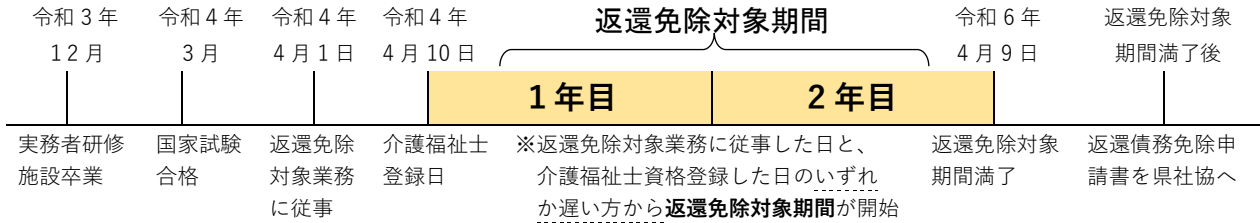
※3

返還免除対象期間の考え方

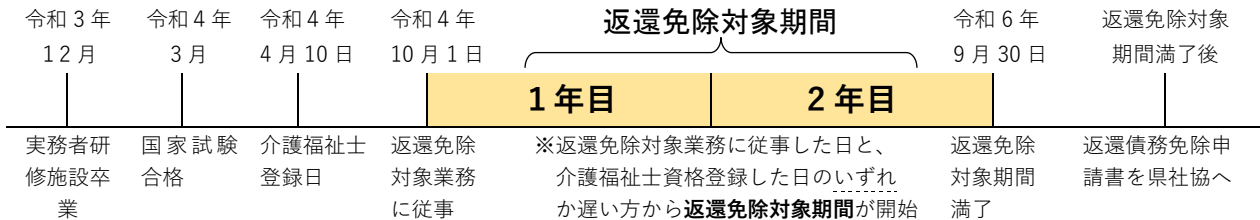
- ・「2年」の計算については、在職期間が通算730日以上であり、かつ、業務に従事した期間が360日以上とします
- ・法人の人事異動等により、借受人の意思によらず、県外で返還免除対象業務に従事した期間については、返還免除対象期間に算入します。また、災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により返還免除対象業務に従事できない期間が生じた場合は、返還免除対象期間には算入しませんが、引き続き従事しているものとして取り扱います
- ・在職期間には、市町村及び有料職業紹介所の登録期間も含まれます
- ・同時に2以上の市町村において業務に従事した期間は、1の期間として計算し、通算しないものとします

【返還免除対象期間の例】

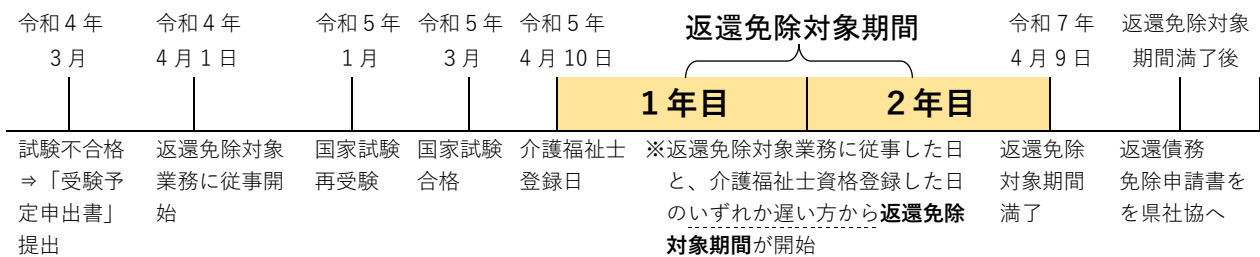
(例1) 令和4年3月に国家試験に合格し、令和4年4月1日から返還免除対象業務に従事して、介護福祉士登録日が令和4年4月10日となった場合



(例2) 令和4年3月に国家試験に合格し、介護福祉士登録日が令和4年4月10日。令和4年10月1日から返還免除対象業務に従事した場合



(例3) 令和4年3月の国家試験は不合格だが、令和4年4月から返還免除対象業務に従事。令和5年3月に国家試験を合格。介護福祉士登録日が令和5年4月10日となった場合



(11) 国家試験を受験できなかった場合または合格できなかった場合の手続き

災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により国家試験を受験できなかった場合、または国家試験に合格できなかった場合で、借受人本人が申請し、県社協会長が本人の申請に基づき「次年度の国家試験を受験し、合格する意思がある」と認めた場合は、「実務者研修施設を卒業した日」を、「国家試験に合格した日」と読み替えることとします。

国家試験を受験できなかった場合、または合格できなかった場合の流れは、以下のとおりとなります。

【借受人が次回の国家試験を受験し、合格する意思がある場合】

- ㊦借受人が県社協に『受験予定申出書』（様式⑭）を提出
 - ㊧県社協が受験予定の承認を通知
 - ㊨借受人が次回の国家試験を受験し、合格したら、介護福祉士登録証のコピーを県社協へ提出
- ※合格できずに次回の国家試験を受験する場合は、再度『受験予定申出書』（様式⑭）を県社協へ提出

【借受人が国家試験を受験しない場合】

- ㊦国家試験を受験しない場合、貸付金は返還となるため、借受人が県社協へ『返還計画書』（様式⑫）を提出
 - ㊧県社協から借受人と連帯保証人へ返還決定通知を送付
- ※返還に関する手続きの詳細は p14 「5.貸付金の返還」を参照してください

(12) 返還

借受人が、次の①～③のいずれかに該当する場合(災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由がある場合を除く)は、その事由が発生した日の属する月の翌月から貸付を受けた期間の 2 倍の期間内に、月賦または半年賦の均等払方式等により貸付金を返還していただきます。

- ①実務者研修施設を卒業した日から 1 年以内に介護福祉士として登録せず、または青森県内において返還免除対象業務に従事しなかったとき。
- ②青森県内において、返還免除対象業務に従事する意思がなくなったとき。
- ③業務外の事由により死亡し、または心身の故障により業務に従事できなくなったとき。

※返還に関する手続きの詳細は p14 「5.貸付金の返還」を参照してください

(13) 返還の債務の履行猶予

借受人が次の①～④のいずれかに該当する場合は、その間の返還を猶予します。

- ①貸付契約を解除された後も引き続き、貸付決定時に在学していた実務者研修施設に在学しているとき。
 - ②貸付決定時に在学していた実務者研修施設を卒業後、引き続き、他種の養成施設等において修学しているとき。
- ※他種の養成施設等とは社会福祉士養成施設とします
- ③青森県内において返還免除対象業務に従事しているとき。
 - ④災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由があるとき。

※返還の猶予に関する手続きの詳細は p15 「返還の債務の履行猶予」を参照してください

(14) 返還の債務の裁量免除

借受人が次のいずれかに該当する場合は、貸付額に係る返還の債務を一部免除します。

※返還の債務の裁量免除に関する手続きの詳細は p16「返還の債務の裁量免除」を参照してください

該当する事由	免除の範囲
①死亡し、または障害により、貸付を受けた貸付額を返還することができなくなったとき	返還の債務の額の全部または一部 ※既に返還を受けた金額を除く
②長期間所在不明となっている場合等、貸付額を返還させることが困難であると認められる場合であって、履行期限到来後に返還を請求した最初の日から5年以上経過したとき	
③青森県内において180日以上、返還免除対象業務に従事したとき	

※①～②については、連帯保証人や相続人へ請求を行ってもなお返還が困難である等、真にやむを得ない場合に限り、個別に適用します。

(15) 届出の義務について

借受人は、返還免除対象期間中に毎年度1回、『業務従事届』(様式⑥)を県社協に提出し、返還免除対象業務に従事していることを証明する必要があります。

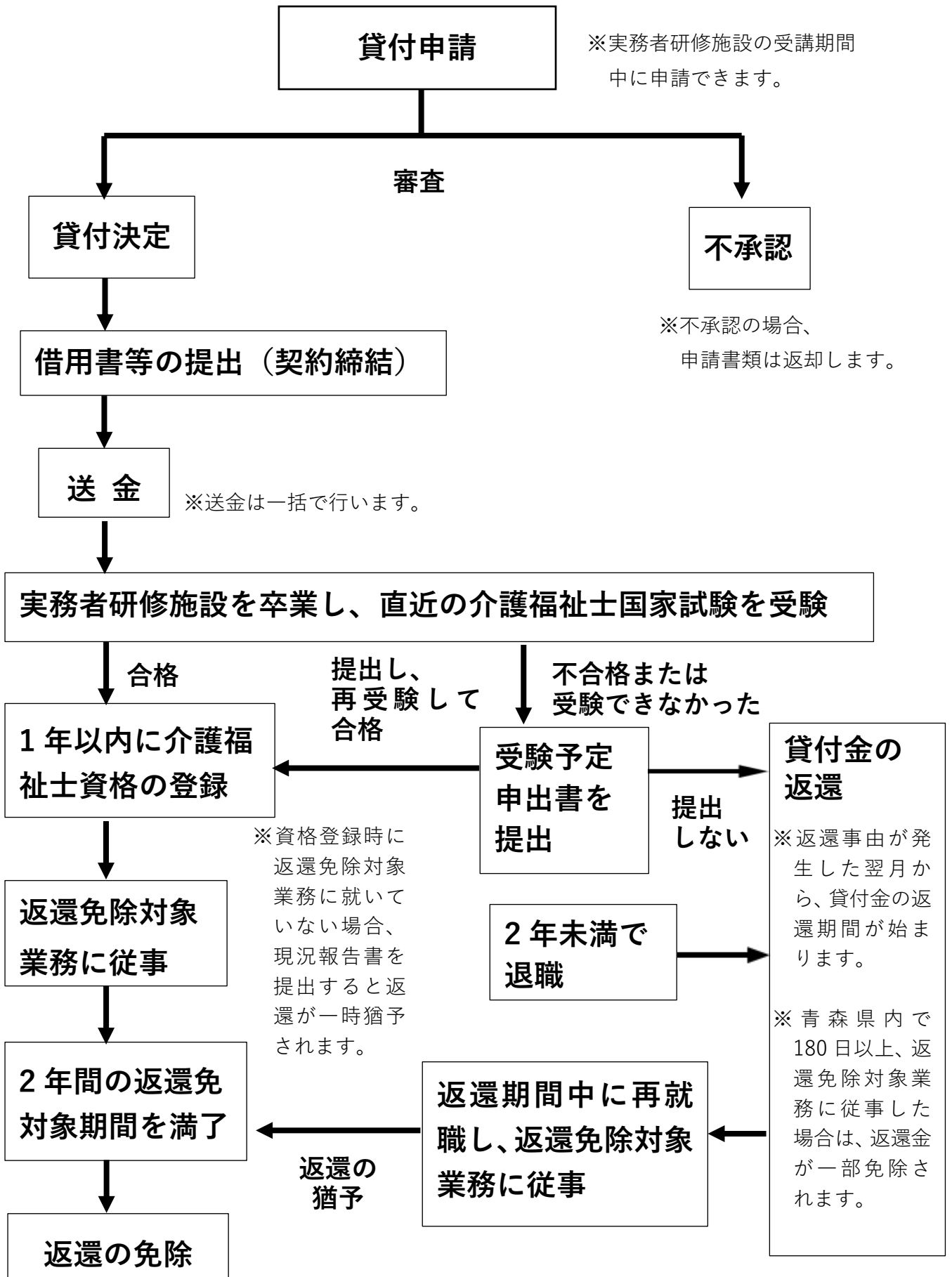
なお、期限までに『業務従事届』(様式⑥)の提出がない場合は、返還免除対象業務に従事していないものとみなし、貸付金の返還を求めます。

また、借受人に下記の事由が発生した場合、借受人または連帯保証人(以下「借受人等」という)は、速やかに県社協に各種書類を届け出てください。

書類の名称	届出の事由
介護福祉士実務者研修受講資金 記載事項変更届(様式⑤)	・借受人等の住所、氏名、電話番号に変更があった場合 ・転職、異動により借受人等の勤務先が変わった場合 ※借受人の勤務先が変わった場合は、新しい勤務先の『業務従事届』(様式⑥)も添付
介護福祉士実務者研修受講資金 退職届(様式⑦)	・借受人が勤務先を退職した場合
介護福祉士実務者研修受講資金 返還債務履行猶予申請書 (様式⑧)	・災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由で、返還免除対象業務に従事することを一時中断する場合 ・返還期間中に、災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由で、貸付金の返還が一時的に困難になった場合
介護福祉士実務者研修受講資金 連帯保証人変更願(様式⑨)	・連帯保証人を変更する場合
介護福祉士実務者研修受講資金 借受人死亡届(様式⑩)	・借受人が亡くなった場合(連帯保証人または親族が申請) ※借受人が亡くなったことを証明する書類(死亡診断書等)を添付

※各種の届出については、p11「4.貸付後の手続き」を参照してください。

2. 貸付申請から返還免除までのフローチャート

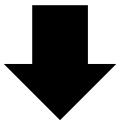


3. 貸付申請から貸付金交付までの流れ

(1) 貸付申請

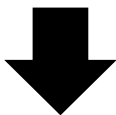
介護福祉士実務者研修受講期間内に、実務者研修施設あてに以下の書類を提出

- ・介護福祉士実務者研修受講資金 貸付申請書（様式①）
- ・貸付けを受けようとする方の住民票 ※3か月以内に発行されたもの
※マイナンバーの記載の無いもの
- ・連帯保証人の課税証明書（市町村役場が発行する証明書）
※3か月以内に発行されたもの



(2) 推薦状の作成及び送付

実務者研修施設で『推薦状』（様式②）を作成し、申請書等と共に県社協あてに送付



(3) 審査及び貸付決定

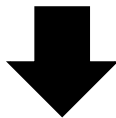
県社協で貸付の可否を審査、決定し、貸付申請者に通知



(4) 契約

貸付決定者は、以下の書類を県社協に提出

- ・介護福祉士実務者研修受講資金 借用書（様式③）
※借入額に応じた収入印紙の貼り付けが必要
- ・介護福祉士実務者研修受講資金 振込口座申請書（様式④）
- ・振込先口座の通帳の写し ※口座番号、口座名義、銀行名、支店名が分かるもの
- ・印鑑登録証明書（借受人、連帯保証人） ※3か月以内に発行されたもの



(5) 貸付金の交付

県社協から借受人の指定口座に貸付金を一括交付

4. 貸付後の手続き

貸付後は、以下の報告・届出を行ってください。

なお、『業務従事届』（様式⑥）については、毎年3月末に県社協から様式を送付しますので、必要事項を記入のうえ5月31日までに必ず提出してください。

その他の各種届出については、その事由が発生した時点で速やかに県社協に連絡してください。必要な手続き等についてお知らせします。

各種届出が無い場合、借用書の誓約事項に反したとして、貸付金を返還いただきます。

- (1) 実務者研修施設を卒業した年度に介護福祉士国家試験（以下「試験」という）を受験し、介護福祉士資格を取得したとき

提出書類	備考
介護福祉士実務者研修受講資金 業務従事届（様式⑥）	就労先の記入、押印が必要
介護福祉士資格登録証のコピー	

- (2) 災害、疾病、負傷その他やむを得ない事情等により試験を受験できなかった、または受験したが合格できなかった場合

提出書類	備考
受験予定申出書（様式⑭）	

- (3) 実務者研修施設の卒業後1年以内に介護福祉士の資格を取得したが、返還免除対象業務に従事していない場合で、今後、返還免除対象業務に従事する意思がある場合

提出書類	備考
現況報告書（様式⑮）	
介護福祉士資格登録証のコピー	
採用通知や雇用契約書等 （勤務先、勤務期間等が分かる書類）	返還免除対象業務以外の職種に採用された場合のみ必要

- (4) 実務者研修施設の卒業後1年以内に介護福祉士の資格を取得したが、返還免除対象業務以外の職種に採用された場合で、返還免除対象業務に従事する意思がない場合

提出書類	備考
介護福祉士実務者研修受講資金 返還計画書（様式⑫）	

- (5) 返還免除対象期間中、毎年度1回（提出期間：4月1日から5月31日まで）

提出書類	備考
介護福祉士実務者研修受講資金 業務従事届（様式⑥）	就労先の記入、押印が必要

(6) 返還免除対象業務に2年間従事し、返還免除対象期間が満了したとき

提出書類	備考
介護分野就職支援金 返還債務免除申請書 (様式⑪)	

※県社協で内容を確認し、返還債務の免除が決定したら借用書を返却します

(7) 災害、疾病、負傷等により休業したとき (産休・育休を含む)

提出書類	備考
介護福祉士実務者研修受講資金 返還債務履行猶予申請書 (様式⑧)	休業期間が明記された書類 (休暇簿、診断書の コピー等の添付が必要)

(8) 退職し、その翌月末までに再就職したとき

提出書類	備考
介護福祉士実務者研修受講資金 業務従事届 (様式⑥)	再就職先の記入、押印が必要
介護福祉士実務者研修受講資金 退職届 (様式⑦)	退職した職場の記入、押印が必要
介護福祉士実務者研修受講資金 記載事項変更届 (様式⑤)	

(9) 退職し、その翌月末までに再就職しなかったとき

提出書類	備考
介護福祉士実務者研修受講資金 退職届 (様式⑦)	退職した職場の記入、押印が必要
介護福祉士実務者研修受講資金 返還計画書 (様式⑫)	

※返還の流れについては、p14「5. 貸付金の返還」を参照してください

(10) 借受人または連帯保証人の住所、氏名、電話番号、勤務先に変更があるとき

提出書類	備考
介護福祉士実務者研修受講資金 記載事項変更届 (様式⑤)	
住民票 ※住所変更時のみ	発行から3か月以内のもの マイナンバーの記載の無いもの
戸籍抄本 ※氏名変更時のみ	〃

(11) 連帯保証人を変更するとき

提出書類	備考
介護福祉士実務者研修受講資金 連帯保証人変更願（様式⑨）	
新たな連帯保証人の課税証明書	市町村役場が発行する証明書 発行から3か月以内のもの
新たな連帯保証人の印鑑登録証明書	//

(12) 借受人が死亡したとき

提出書類	備考
介護福祉士実務者研修受講資金 借受人死亡届（様式⑩）	借受人の死亡を証明する書類（死亡診断書、戸籍謄本 （抄本）、住民票の除票等）の添付が必要

5. 貸付金の返還

貸付後、下記①～③のいずれかに該当し、2年未満で離職した場合等は、貸付金を返還していただきますので、速やかに手続きをしてください。

なお、借受人が何らかの理由により返還できない場合は、連帯保証人に返還の債務を負担していただきます。

- ①実務者研修施設を卒業した日から1年以内に介護福祉士として登録せず、または青森県内において返還免除対象業務に従事しなかったとき。
- ②青森県内において、返還免除対象業務に従事する意思がなくなったとき。
- ③業務外の事由により死亡し、又は心身の故障により業務に従事できなくなったとき。

【貸付金の返還の流れ】

(1) 返還の申請

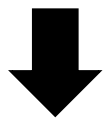
県社協あてに、以下の書類を提出してください。

- ・介護福祉士実務者研修受講資金 返還計画書（様式⑫）
- ・介護福祉士実務者研修受講資金 退職届（様式⑦） ※退職した場合のみ

※返還となる事由が発生した日の翌月から返還義務が生じます。

返還事由が発生した旨の申し出や書類の提出が遅れると、返還期限までの期間が短くなったり、延滞利子が発生する場合があります。速やかに手続きを行ってください。

※返還となる事由が発生したにも関わらず、借受人または連帯保証人が上記の必要書類を提出しない場合は、本会が返還期間や返還方法を決定し、借受人及び連帯保証人に返還を求めます。

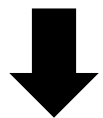


(2) 返還開始

県社協から借受人と連帯保証人に、返還決定通知を送付します。

借受人等は返還決定通知に記載された指定口座へ、規定の返還期間内に、決定した返還方法にて貸付金を返還してください。

なお、返還期限を過ぎると、返還が遅れた日数に応じて、返還金に年利3%の延滞利子が発生します。



(3) 返還完了

返還完了となった場合、県社協からその旨を借受人と連帯保証人に通知し、借用書を返却します。

●返還の債務の履行猶予●

下記の①～②のいずれかに該当する場合、借受人は、その事由が継続している期間、貸付金にかかる返還の債務の猶予を受けることができます。返還の債務の履行猶予を希望する場合は、借受人は県社協へ『返還債務履行猶予申請書』（様式⑧）を提出する必要があります。

①青森県内において、返還免除対象業務に従事しているとき。

⇒一度返還の対象になっても、返還期間中に青森県内で返還免除対象業務に再度従事した場合、従事している間は返還を猶予します。その後、通算で2年間、返還免除対象業務に従事すると、返還期限の到来していない債務については、返還が免除となります。

②災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由があるとき。

⇒借受人に災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由が発生している期間は返還を猶予し、その事由が解消された後で、県社協から借受人に返還を求めます。

（産休・育休で休業している期間もこの事由に該当します）

【返還の債務の履行猶予の流れ】

（1）返還の債務の履行猶予の申請

県社協あてに、以下の書類を提出してください。

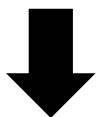
・介護福祉士実務者研修受講資金 返還債務履行猶予申請書（様式⑧）

※①と②の事由共通

・介護福祉士実務者研修受講資金 業務従事届（様式⑥） ※①の事由発生時のみ

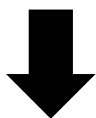
・災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由を証明する書類 ※②の事由発生時のみ

※上記の返還債務の履行を猶予する事由が発生した時点で、速やかに手続きを行ってください。



（2）返還の債務の履行猶予の決定

県社協から借受人等へ、債務の履行猶予の決定通知を送付します。



（3）返還の債務の履行猶予の解除 ※②の事由発生時のみ

借受人等は、債務の履行猶予の条件となる事由が解消されたら、速やかに県社協まで連絡してください。

●返還の債務の裁量免除●

借受人が下記①～③のいずれかに該当する場合は、借受人等が県社協に申し出ること、貸付金の返還の債務が、下表に定める範囲内で免除されます。

ただし、下記①または②の事由については、相続人または連帯保証人へ請求を行ってもなお、返還が困難であるなど、真にやむを得ない場合に限り、個別に適用されます。

また、借受人本人の責による事由により免職された場合や、特別な事情がなく恣意的に退職した場合等については、返還債務の裁量免除は適用されません。

【裁量免除に該当する事由と免除の範囲】

	該当する事由	免除の範囲
①	死亡し、または障害により、貸付を受けた金額を返還することができなくなったとき	返還の債務の額の全部または一部 ※既に返還を受けた金額を除く
②	長期間所在不明となっている場合等、貸付額を返還させることが困難であると認められる場合であって、履行期限到来後に返還を請求した最初の日から5年以上経過したとき	
③	青森県内において180日以上、返還免除対象業務に従事したとき	

【裁量免除される返還の債務の額の計算方法】

借受人が青森県内で返還免除対象業務に従事した期間（日数）を、360日で除して得た数値（この数値が1を超えるときは1とする）を返還の債務の額に乗じて得た額とします。

計算式：

$$\text{裁量免除される額} = \text{返還債務額} \times \frac{\text{業務に従事した日数}}{360}$$

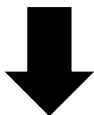
（例）200,000円借入後、青森県内で180日、返還免除対象業務に従事した場合

$$200,000 \text{円} \times \frac{180 \text{日}}{360 \text{日}} = \underline{\underline{100,000 \text{円}}} \text{（裁量免除額）}$$

【返還の債務の裁量免除の流れ】

(1) 返還の債務の裁量免除の申し出

借受人等は、返還債務の裁量免除に該当する事由が発生した場合、県社協に電話等で連絡する。



(2) 返還の債務の裁量免除の決定

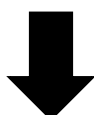
県社協は借受人が該当する事由によって、借受人等に『返還債務免除申請書』（様式⑪）及び必要な書類の提出を求める。

※介護職員等として180日以上就労したことで裁量免除を求める場合は、就労した日数が確認できる書類（出勤簿やタイムカードの写し等）を添付してください。



(3) 返還債務の裁量免除額の決定

県社協は、借受人等から提出された書類をもとに裁量免除額を決定し、借受人等に通知する。



※決定した裁量免除額が貸付金額と同額でなく、一部だった場合

(4) 返還の申請

裁量免除額が貸付金の一部だった場合は、借受人等は貸付金残額に関する『返還計画書』（様式⑫）を県社協へ提出する。

※以降の返還に関する手続きの流れは、p14「貸付金の返還の流れ」を参照してください。

●延滞利子●

貸付金の返還対象となった借受人等が、正当な理由がなく返還計画表に記載された返還期限までに貸付金を返還しなかった場合、返還が遅れた日数に応じて、年利 3%の延滞利子が発生します。

延滞利子は、返還期限を超えた返還金が納入されたときに、県社協が貸付金と延滞日数に応じた延滞利子を計算し、1,000 円以上の場合は借受人等に対して請求します。なお、延滞利子の金額が 1,000 円未満の場合は、県社協は借受人等への請求を免除します。

延滞利子の計算方法は以下のとおりです。

【延滞利子の計算方法】

返還期限の翌日から返還金の納入された日までの期間の日数に応じ、返還すべき額につき年 3%の割合で計算します。

計算式：

$$\begin{aligned} & \text{返還すべき額} \times 0.03 \times \text{「返還すべき日の翌日から返還の日までの日数」} \times 1/365 \\ & = \text{延滞利子額 (計算した額に 1,000 円未満の端数が出たときは切り捨て)} \end{aligned}$$

(例) 最終返還期限が令和 4 年 1 月 31 日だったが、滞納し、50,000 円を令和 4 年 10 月 8 日に納入した。

・返還すべき額：50,000 円

・返還すべき日の翌日から返還の日まで (2 月 1 日から 10 月 8 日まで) の日数：250 日

$$\begin{aligned} & 50,000 \text{ 円} \times 0.03 \times 250 \text{ 日} \times 1/365 \\ & = 1,027.39\cdots \quad \text{※1,000 円未満の端数切り捨て} \\ & \Rightarrow \underline{\underline{1,000 \text{ 円 (延滞利子額)}}} \end{aligned}$$

6. よくある質問

1. 現在、介護施設で働いていますが貸し付けを申し込むことはできますか。

申し込み可能です。

ただし、実務者研修施設を卒業した年度に介護福祉士国家試験を受験可能な方（見込含む）が対象となります。

2. 実務者研修を受講する前や、実務者研修施設を卒業した後に貸付の申請はできますか。

本貸付は、実務者研修の受講期間中に、実務者研修施設を通して貸付の申請ができます。

受講前の方は、まずは実務者研修施設に受講を申し込んでください。

また、既に受講を修了されている場合は申請できませんので、申請時期にご注意ください。

3. 貸付金の使途の証明として、領収書やレシート等の提出は必要ですか。

申し込む際に『貸付申請書』（様式①）に貸付金の使途を明記していただくので、レシート等の提出は必要ありません。

ただし、使途が不明瞭な場合は、確認させていただくことがありますので、お手元に保管をお願いします。

4. 貸付を申し込むときに、連帯保証人の課税証明書の代わりに、源泉徴収票や給料明細のコピーを提出してもよいですか。

源泉徴収票や給与明細のコピーは受付できません。

市町村役場が発行した課税証明書（発行日から3か月以内）の写しを提出してください。

5. 貸付を利用して実務者研修施設を卒業しましたが、当年度の国家試験は都合により受験しませんでした。来年は必ず受験する予定ですが、何か手続きが必要ですか。

実務者研修施設を卒業年度に国家試験を受験しなかった場合、貸付金は全額返還となります。

返還の流れについては、p14「5. 貸付金の返還」をご確認ください。

ただし、災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事情で受験できなかったが、次年度の試験を受験し、合格する意思がある方は、『受験予定申出書』（様式⑭）を提出することで、返還の猶予となる場合があります。本会までご相談ください。

6. 法人内の人事異動により、県外の事業所で返還免除対象業務に従事することになりました。この場合の手続きはどうなりますか。

人事異動等により県外で返還免除対象業務に従事した場合、その期間も返還免除対象期間にカウントします。※自己都合により県外で働くことになった場合は返還になります

この場合、就労先の変更となるので、『記載事項変更届』（様式⑤）と『業務従事届』（様式⑥）、住民票（※転居を伴う場合のみ）を提出してください。

7. 貸付を利用して以降、同じ事業所で就労を継続しています。就労先が変わっていないので、2年目の業務従事届は提出しなくてもいいでしょうか。

貸付後は、返還免除となるまで毎年1回、必ず『業務従事届』（様式⑦）を提出していただきます。就労先に変更が無い場合でも、提出を省略することはできません。

また、就労先や契約時の住所、氏名、連絡先等が変更となった場合も、都度、届出が必要です。各種届出については、p11「4. 貸付後の手続き」を参照してください。

なお、期限までに業務従事届等の書類の提出がない場合、返還免除対象業務に従事していることが確認できないため、貸付金を返還いただく場合があります。

8. 出産・育児のため休業することになりました。何か手続きは必要ですか。

『返還債務履行猶予申請書』（様式⑧）と、産休・育休による休業期間が証明できる書類を提出してください。

災害や疾病、負傷等による休業の場合も『返還債務履行猶予申請書』（様式⑧）と、休業理由と休業期間が明記された書類（医師の診断書等）を提出してください。

上記理由による休業の場合は引き続き返還免除対象業務に従事しているものとみなし返還にはなりません。が、休業期間中は返還免除対象期間にカウントされません。

9. 連帯保証人が勤務先を離職し、収入が無くなったため、連帯して債務を負担することができなくなりました。何か手続きは必要ですか。

速やかに連帯保証人の変更手続きを取る必要があります。

『連帯保証人変更願』（様式⑨）と、新たに連帯保証人となる方の課税証明書、印鑑登録証明書を提出してください。

10. 結婚して、県外へ転出することになりました。

現在の勤め先の事業所は退職しますが、県外でも介護の仕事に就く予定です。

この場合は返還免除対象期間にカウントできますか。

県内で返還免除対象業務に従事する方を対象とした貸付のため、自己都合により県外で就労する場合、貸付金は返還となります。

返還の流れについては、p14「5. 貸付金の返還」をご確認ください。

11. 雇用形態がパートやアルバイトでも返還免除対象となりますか。

雇用形態は不問なので、パートやアルバイトでも対象となります。

ただし、返還免除となるには、介護福祉士の登録を行い、返還免除対象業務に2年間で730日以上在籍し、業務に360日以上従事する必要があります。

7. 様式と記入例、実施要綱等

様式番号	様式名	様式 ページ	記入例 ページ
実務様式 ①	介護福祉士実務者研修受講資金 貸付申請書	22	24
実務様式 ②	介護福祉士実務者研修受講資金 推薦状	26	27
実務様式 ③	介護福祉士実務者研修受講資金 借用書	28	29
実務様式 ④	介護福祉士実務者研修受講資金 振込口座申請書	30	31
実務様式 ⑤	介護福祉士実務者研修受講資金 記載事項変更届	32	33
実務様式 ⑥	介護福祉士実務者研修受講資金 業務従事届	34	35
実務様式 ⑦	介護福祉士実務者研修受講資金 退職届	36	37
実務様式 ⑧	介護福祉士実務者研修受講資金 返還債務履行猶予申請書	38	39
実務様式 ⑨	介護福祉士実務者研修受講資金 連帯保証人変更願	40	41
実務様式 ⑩	介護福祉士実務者研修受講資金 借受人死亡届	42	43
実務様式 ⑪	介護福祉士実務者研修受講資金 返還債務免除申請書	44	45
実務様式 ⑫	介護福祉士実務者研修受講資金 返還計画書	46	47
実務様式 ⑬	介護福祉士実務者研修受講資金 返還方法変更届	48	49
実務様式 ⑭	介護福祉士実務者研修受講資金 受験予定申出書	50	51
実務様式 ⑮	介護福祉士実務者研修受講資金 現況報告書	52	53

実施要綱等	ページ
青森県介護福祉士修学資金等貸付事業実施要綱	54
青森県介護福祉士修学資金等貸付事業運営要領	62

介護福祉士実務者研修受講資金 貸付申請書

年 月 日

社会福祉法人青森県社会福祉協議会 会長 殿

介護福祉士実務者研修受講資金の貸付を受けたいので、関係書類を添えて次のとおり申請します。
また、記入した個人情報については、本制度に必要な範囲で利用することについて同意します。

実務者研修施設名			
在学期間	年 月 日 ~ 年 月 日	通信 ・ 通学	
氏名	(フリガナ)		
	(印)		
生年月日	年 月 日 (歳)	性別	男 ・ 女
現住所	〒 ー		
	自宅電話 () 携帯電話 ()		
直近の職歴	従事期間	雇用形態 (常勤・ パート等)	勤務先名
	年 月 ~ 年 月		
	年 月 ~ 年 月		
	年 月 ~ 年 月		
介護等の実務経験	年 か月		
現在の就労状況	<input type="checkbox"/> 就労している (就労先名:) <input type="checkbox"/> 就労していない		
借入希望金額と 使途内訳	借入希望金額合計		
	①+②+③+④+⑤= _____ 円 (200,000円以内)		
	内訳:		
	①実務者研修施設の授業料	円
	②参考図書、学用品費等	円
	③交通費	円
④国家試験受験手数料等	円	
⑤その他()	円	
他の貸付金等の 利用状況	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし		就労していない場合の 希望就職先 (施設の名称、種別等)
	<input type="checkbox"/> 生活福祉資金(教育支援資金) <input type="checkbox"/> 教育訓練給付金 <input type="checkbox"/> 母子寡婦福祉資金 その他(名称)		

申請者以外の 家族の状況 ※申請者と同一 生計の家族	氏名	年齢	続柄	勤務先／学校名等	前年の年収(税込)	
連帯保証人の 状況 ※連帯保証人が 自分で記入 してください	(フリガナ)		生年月日	年 月 日 (歳)		
	氏名		申請者から見た続柄			
	〒 ー		自宅電話 ()		携帯電話 ()	
	勤務先等	(名称)				
		(所在地)				
		電話番号 ()				
		(雇用形態) 正規職員・非正規職員(契約 派遣 嘱託 臨時 パート)・自営業・その他				
(職種)			(年収)		円	
<p>上記申請者が受講資金の貸付けを受けた場合は、連帯して債務を負担することを約束します。 また、記入した個人情報については本制度に必要な範囲で利用することに同意します。</p> <p style="text-align: center;">連帯保証人 ㊟</p>						

添付書類 ※実務者研修施設 に提出する前に ☑してください。	介護福祉士実務者研修受講資金 貸付申請書(実務様式①)	<input type="checkbox"/>
	申請者の住民票 (市町村役場から3か月以内に発行されたもので、マイナンバーの記載の無いもの)	<input type="checkbox"/>
	連帯保証人の課税証明書(市町村役場から3か月以内に発行されたもの)	<input type="checkbox"/>

介護福祉士実務者研修受講資金 貸付申請書

記入例

令和〇〇年 〇〇月 〇〇日

社会福祉法人青森県社会福祉協議会 会長 殿

この書類を記入した日付を書いてください

介護福祉士実務者研修受講資金の貸付を受けたいので、関係書類を添えて次のとおり申請します。
また、記入した個人情報については、本制度に必要な範囲で利用することについて同意します。

実務者研修施設名	青森福祉学院			
在学期間	令和〇〇年〇〇月〇〇日 ~ 令和〇〇年〇〇月〇〇日	通信・通学		
氏名	(フリガナ) フクシ タロウ			
	福祉 太郎			
生年月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日 (〇〇 歳)	性別	男・女	
現住所	〒 〇〇〇 - 〇〇〇〇 青森市◇◇町〇丁目〇-〇 ◇◇荘〇号 自宅電話 〇〇〇 (〇〇〇) 〇〇〇〇 携帯電話 〇〇〇 (〇〇〇〇) 〇〇〇〇			
直近の職歴	従事期間	雇用形態 (常勤・パート等)	勤務先名	職種
	平成〇〇年〇〇月 ~ 令和〇〇年〇〇月	常勤	特養■■■園	介護員
	年 月 ~ 年 月			
	年 月 ~ 年 月			
介護等の実務経験	3年 5か月			
現在の就労状況	<input checked="" type="checkbox"/> 就労している (就労先名: 特別養護老人ホーム■■■園) <input type="checkbox"/> 就労していない			
借入希望金額と 使途内訳	借入希望金額合計 ①+②+③+④+⑤= <u>150,000 円</u> (200,000円以内)			
	内訳:			
	①実務者研修施設の授業料	80,000	円	
	②参考図書、学用品費等	20,000	円	
	③交通費	50,000	円	
	④国家試験受験手数料等			
⑤その他()				
他の貸付金等の 利用状況	<input type="checkbox"/> あり <input checked="" type="checkbox"/> なし		就労していない場合の 希望就職先 (施設の名称、種別等)	
	<input type="checkbox"/> 生活福祉資金(教育支援資金) <input type="checkbox"/> 教育訓練給付金 <input type="checkbox"/> 母子寡婦福祉資金 <input checked="" type="checkbox"/> その他(名称)			

現在、就労していない方は、この欄を必ず記載してください

申請者以外の 家族の状況	氏名	年齢	続柄	勤務先／学校名等	前年の年収(税込)
	福祉 協子	〇〇	妻	有限会社◇◇	110万円
福祉 良太	〇〇	子	◇◇こども園	なし	
※申請者と同一 生計の家族					

連帯保証人の 状況	(フリガナ) フクシ ジロウ	生年月日	昭和〇〇年〇〇月〇〇日 (〇〇 歳)		
	氏名 福祉 二郎	申請者から見た続柄		父	
※連帯保証人が 自分で記入 してください	〒 ●●●● - ●●●●●● 八戸市△△町●●丁目●●-●● 自宅電話 〇〇〇〇 (〇〇) 〇〇〇〇 携帯電話 〇〇〇 (〇〇〇〇) 〇〇〇〇				
	勤務先等	(名称)	株式会社〇〇 八戸支社		
		(所在地)	八戸市△△町●●丁目●●-●● 電話番号 〇〇〇〇 (〇〇) 〇〇〇〇		
		(雇用形態)	<input checked="" type="checkbox"/> 正規職員 <input type="checkbox"/> 非正規職員 (契約 派遣 嘱託 臨時 パート) ・自営業 ・その他		
	(職種)	営業	(年収)	550万 円	

上記申請者が受講資金の貸付けを受けた場合は、連帯して債務を負担することを約束します。
また、記入した個人情報については本制度に必要な範囲で利用することに同意します。

連帯保証人 福祉 二郎

福祉

添付書類	介護福祉士実務者研修受講資金 貸付申請書(実務様式①)	<input checked="" type="checkbox"/>
※実務者研修施設 に提出する前に ☑してください。	申請者の住民票 (市町村役場から3か月以内に発行されたもので、マイナンバーの記載の無いもの)	<input checked="" type="checkbox"/>
	連帯保証人の課税証明書(市町村役場から3か月以内に発行されたもの)	<input checked="" type="checkbox"/>

介護福祉士実務者研修受講資金 推薦状

年 月 日

社会福祉法人青森県社会福祉協議会会長 殿

実務者研修施設等所在地 〒 -

電話 ()

名称

代表者の
職名及び氏名

印

担当部署 電話番号			
	電話番号 ()		
担当者役職		担当者氏名	(フリガナ)

下記の者は、介護福祉士実務者研修受講資金の貸付を受ける者として適当であると認められるので推薦します。

課程、コース			
在学期間	年 月 日～	年 月 日(か月)	通信・通学
氏名	(フリガナ)		
所見・推薦理由	※人物・成績等の所見に加え、卒業後、介護福祉士として青森県内で介護・福祉の業務に従事する意思を有していることを確認し、その旨を記入してください。		

介護福祉士実務者研修受講資金 推薦状

令和〇〇年 〇〇月 〇〇日

社会福祉法人青森県社会福祉協議会会長 殿

実務者研修施設等所在地 〒 〇〇〇 - 〇〇〇〇
青森市△△町〇-〇 △△ビル 3階
電話 〇〇〇 (〇〇〇) 〇〇〇〇

名称 青森福祉学院
代表者の職名及び氏名 学院長 青森 福三



担当部署 電話番号	庶務課 電話番号 〇〇〇 (〇〇〇) 〇〇〇〇		
担当者役職	事務員	担当者氏名	(フリガナ) アオモリ フクコ
			青森 福子

下記の者は、介護福祉士実務者研修受講資金の貸付を受ける者として適当であると認められるので推薦します。

課程、コース	介護福祉士実務者研修	
在学期間	令和〇〇年〇〇月〇〇日 ~ 令和〇〇年〇〇月〇〇日(〇〇か月)	通信 <input checked="" type="radio"/> 通学
氏名	(フリガナ) フクシ タロウ	福祉 太郎
所見・推薦理由	<p>※人物・成績等の所見に加え、卒業後、介護福祉士として青森県内で介護・福祉の業務に従事する意思を有していることを確認し、その旨を記入してください。</p> <p>この欄には、実務者研修受講資金の貸付に推薦するにあたり、実務者研修施設等が把握している貸付申込者の人物、成績等についての所見を、可能な範囲で記入してください。</p> <p>また、介護福祉士資格を取得し、介護・福祉の業務に従事する意思を有していることを確認し、その旨を記入してください。</p>	

介護福祉士実務者研修受講資金 借用書



社会福祉法人青森県社会福祉協議会 会長 殿

この日付は県社協で記入 ↓

年 月 日

貸付番号		実務者研修施設名	
フリガナ		郵便番号	〒 —
借受人氏名	(実印)	住所	
電話番号	()	生年月日	年 月 日

私は次のとおり青森県介護福祉士実務者研修受講資金の貸付を受けました。

つきましては、青森県介護福祉士修学資金等貸付事業実施要綱等の規定に従い、本事業の各種書類を滞りなく提出するほか、実務者研修施設卒業後は介護福祉士の資格を取得し、青森県内で返還免除対象業務に従事する事を誓約します。また、上記の誓約に反した事項が発生したときは、本事業の要綱等の規定に従い、貸付金を返還します。

在学期間	年 月 から 年 月 まで か月
借用金額	円

私は、借受人に上記の誓約のとおり履行させるとともに、万一、借受人が履行しない場合は、その債務を連帯して負担します。

【連帯保証人】

連帯保証人氏名	(実印)	借受人との続柄	
住所		電話番号	

介護福祉士実務者研修受講資金 借用書

記入例



社会福祉法人青森県社会福祉協議会 会長 殿

この
年

借用金額に応じた収入
印紙を購入し、貼り付
けたうえで、割り印し
てください

貸付番号	KJ000000	実務者研修 施設名	青森福祉学院
フリガナ	フクシ タロウ	郵便番号	〒 000 - 0000
借受人 氏名	福祉 太郎	住所	青森市◇◇町○丁目○-○ ◇◇荘○号
電話番号	000(000)0000	生年月日	平成00年 00月 00日



印鑑登録している実印で
押印してください

私は次のとおり青森県介護福祉士実務者研修施設に入学を受けました。

つきましては、青森県介護福祉士実務者研修施設等の規定に従い、本事業の各種書類を滞りなく提出するほか、実務者研修施設卒業後は介護福祉士の資格を取得し、青森県内で返還免除対象業務に従事する事を誓約します。また、上記の誓約に反した事項が発生したときは、本事業の要綱等の規定に従い、貸付金を返還します。

在学期間	令和00 年 00 月から 令和00 年 00 月まで 00 か月
借用金額	150,000 円

私は、借受人に上記の誓約のとおり履行させるとともに、万一、借受人が履行しない場合は、その債務を連帯して負担します。

印鑑登録している実印で
押印してください

【連帯保証人】

連帯保証人 氏名	福祉 二郎	借受人 との続柄	父
住所	〒 ●●●● - ●●●● 八戸市△△町●丁目●-●	電話 番号	0000(00)0000



介護福祉士実務者研修受講資金 振込口座申請書

年 月 日

社会福祉法人青森県社会福祉協議会会長 殿

私は、次のとおり介護福祉士実務者研修受講資金の振込口座を申出ます。

申請者住所	〒 ー						
フリガナ					生年月日		
申請者氏名					年	月	日
実務者研修施設名							
振込先	金融機関の名称			本・支店名		支店コード	
				本店営業部			
	口座の種類	1. 普通預金			2. 当座預金		
	口座番号 (左づめ)						
口座名義	フリガナ						
	口座名義人						

【備考】

1. 借受人本人名義の金融機関口座を記入してください。
2. 通帳のコピー(金融機関名、本・支店名、口座名義等が記載されている部分)を添付してください。

介護福祉士実務者研修受講資金 振込口座申請書

令和〇〇年 〇〇月 〇〇日

社会福祉法人青森県社会福祉協議会会長 殿

私は、次のとおり介護福祉士実務者研修受講資金の振込口座を申出ます。

申請者住所	〒 〇〇〇 - 〇〇〇〇 青森市◇◇町〇丁目〇-〇 ◇◇荘〇号							
フリガナ	フクシ タロウ			生年月日				
申請者氏名	福祉 太郎			平成〇〇年 〇〇月 〇〇日				
実務者研修施設名	青森福祉学院							
振込先	金融機関の名称		本・支店名		支店コード			
	◇◇銀行		本店営業部		1	0	1	
	口座の種類	1. 普通預金			2. 当座預金			
	口座番号 (左づめ)	1	2	3	4	5	6	7
口座名義	フリガナ	フクシ タロウ						
	口座名義人	福祉 太郎						

ゆうちょ銀行の口座の場合、
本・支店名は3ケタの漢数字
を記入してください
(例) 八四八、〇二八 など

【備考】

1. 借受人本人名義の金融機関口座を記入してください。
2. 通帳のコピー(金融機関名、本・支店名、口座名義等が記載されている部分)を添付してください。

介護福祉士実務者研修受講資金 記載事項変更届

年 月 日

社会福祉法人青森県社会福祉協議会会長 殿

貸付番号 第 号

借受人氏名 (印)

〒 -

住所

電話番号 ()

届出事項に変更があったので、青森県介護福祉士修学資金等貸付事業実施要綱等の規定に基づき、下記のとおり届出ます。

変更事項 ※該当項目に ☑	借受人の	<input type="checkbox"/> 住所	<input type="checkbox"/> 氏名	<input type="checkbox"/> 電話番号	<input type="checkbox"/> 勤務先
	連帯保証人の	<input type="checkbox"/> 住所	<input type="checkbox"/> 氏名	<input type="checkbox"/> 電話番号	<input type="checkbox"/> 勤務先
変更発生 年月日	年 月 日				
借受人	新			旧	
	(フリガナ)				
	氏名				
	住所	〒 -			〒 -
	電話番号	()			()
	勤務先名称				
	勤務先 所在地	〒 -			〒 -
連帯保証人	(フリガナ)				
	氏名				
	住所	〒 -			〒 -
	電話番号	()			()
	勤務先名称				
	勤務先 所在地	〒 -			〒 -
			電話番号 ()		電話番号 ()
添付書類 ※提出前に ☑してください。	借受人(連帯保証人)の住所変更	⇒	住民票	<input type="checkbox"/>	
	借受人(連帯保証人)の氏名の変更	⇒	戸籍抄本	<input type="checkbox"/>	
	借受人の勤務先の変更	⇒	退職届及び業務従事届	<input type="checkbox"/>	

介護福祉士実務者研修受講資金 記載事項変更届

社会福祉法人青森県社会福祉協議会会長 殿

貸付番号は借用書に印字しています

令和〇〇年 〇〇月 〇〇日

貸付番号 KJ〇〇〇〇〇〇

借受人氏名 福祉 太郎



〒 〇〇〇 - 〇〇〇〇
住 所 青森市◇◇町〇丁目〇-〇
◇◇荘〇号

電話番号 〇〇〇(〇〇〇〇)〇〇〇〇

届出事項に変更があったので、青森県介護福祉士修学資金等貸付事業実施要綱等の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

変更事項 ※該当項目に <input checked="" type="checkbox"/>	借受人の	<input type="checkbox"/> 住所	<input type="checkbox"/> 氏名	<input type="checkbox"/> 電話番号	<input type="checkbox"/> 勤務先
	連帯保証人の	<input checked="" type="checkbox"/> 住所	<input type="checkbox"/> 氏名	<input type="checkbox"/> 電話番号	<input type="checkbox"/> 勤務先
変更発生 年月日	令和〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日				
借受人	新			旧	
	(フリガナ)				
	氏名				
	住所	〒 -			〒 -
	電話番号	()			()
	勤務先名称				
連帯保証人	(フリガナ)				
	氏名				
	住所	〒 ●●● - ●●●●● 八戸市□□字□□ ●●●-●●			〒 ●●● - ●●●●● 八戸市△△町●丁目●-●
	電話番号	()			()
	勤務先名称				
	勤務先所在地	〒 -			〒 -
添付書類 ※提出前に <input checked="" type="checkbox"/> してください。	借受人(連帯保証人)の住所変更	⇒	住民票	<input checked="" type="checkbox"/>	
	借受人(連帯保証人)の氏名の変更	⇒	戸籍抄本	<input type="checkbox"/>	
	借受人の勤務先の変更	⇒	退職届及び業務従事届	<input type="checkbox"/>	

介護福祉士実務者研修受講資金 業務従事届

年 月 日

社会福祉法人青森県社会福祉協議会会長 殿

貸付番号			
現住所	〒	-	
			自宅電話 () 携帯電話 ()
フリガナ		生年月日	
氏名	(印)	年	月 日

返還免除対象業務に従事したので、青森県介護福祉士修学資金等貸付事業実施要綱等の規定に基づき、次のとおり届け出ます。

業務従事先	所在地及び電話番号	〒	-	
				電話 ()
	施設名または所属団体名			
	職種 ※該当するものに☑してください	<input type="checkbox"/> 介護職員 <input type="checkbox"/> 介護職員以外()		
	業務内容			
	勤務形態 ※該当するものに☑してください	<input type="checkbox"/> 常勤(フルタイム勤務) <input type="checkbox"/> 非常勤 <input type="checkbox"/> パート(アルバイト)		
在籍期間 (証明期間)	年 月 日 から	ア. 年 月 日まで		
		イ. この届出を記入した日にちまで		
介護等の業務従事日数	年間の介護従事日数が180日 ※1年のうちで、休日、休暇、病気、退職等で従事しなかった日を除いた日数	<input type="checkbox"/> 以上 <input type="checkbox"/> 未満 () 日		
業務中断期間	<input type="checkbox"/> あり (年 月 日 ~ 年 月 日) <input type="checkbox"/> なし			
中断の理由				

上記のとおり相違ないことを証明します。

年 月 日

業務従事先の施設(所属団体)の長の職及び氏名

(印)

介護福祉士実務者研修受講資金 業務従事届

記入例

令和〇〇年 〇〇月 〇〇日

社会福祉法人青森県社会福祉協議会会長 殿

貸付番号は借用書に印字しています

貸付番号	KJ〇〇〇〇〇〇	
現住所	〒 〇〇〇 - 〇〇〇〇 青森市◇◇町〇丁目〇-〇 ◇◇荘〇号	自宅電話 〇〇〇 (〇〇〇) 〇〇〇〇 携帯電話 〇〇〇 (〇〇〇〇) 〇〇〇〇
フリガナ	フクシ タロウ	生年月日
氏名	福祉 太郎	平成〇〇年 〇〇月 〇〇日

返還免除対象業務に従事したので、青森県介護福祉士修学資金等貸付事業実施要綱等の規定に基づき、次のとおり届け出ます。

業務従事先	所在地及び電話番号	〒 ●●● - ●●●●● 青森市■●大字■●字〇-〇 電話 〇〇〇 (〇〇〇) 〇〇〇〇
	施設名または所属団体名	特別養護老人ホーム■●園
	職種 ※該当するものに☑してください	<input checked="" type="checkbox"/> 介護職員 <input type="checkbox"/> 介護職員以外()
	業務内容	利用者の介護業務 雇用期間に定めのある場合や退職した場合はア.に満了日を記入してください 定めのない場合はイ.に〇をしてください
	勤務形態 ※該当するものに☑してください	<input checked="" type="checkbox"/> 常勤(フルタイム勤務) <input type="checkbox"/> 非常勤 <input type="checkbox"/> パート(アルバイト)
在籍期間(証明期間)	平成〇〇年 〇〇月 〇〇日 から	ア. 年 月 日まで イ. この届出を記入した日にちまで
介護等の業務従事日数	年間の介護従事日数が180日 ※1年のうちで、休日、休暇、病気、退職等で従事しなかった日を除いた日数	<input checked="" type="checkbox"/> 以上 <input type="checkbox"/> 未満 (日)
業務中断期間	<input type="checkbox"/> あり (年 月 日 ~ 年 月 日)	<input checked="" type="checkbox"/> なし
中断の理由	産休、育休、病休等で業務に従事できなかった期間がある場合は「あり」に☑し、期間を記入してください また「中断の理由」欄にその理由を記入してください	

上記のとおり相違ないことを証明します。

令和〇〇年 〇〇月 〇〇日

業務従事先の施設(所属団体)の長の職及び氏名

特別養護老人ホーム■●園 園長 森 青子



介護福祉士実務者研修受講資金 退職届

年 月 日

社会福祉法人青森県社会福祉協議会会長 殿

貸付番号			
現住所	〒 -		自宅電話 () 携帯電話 ()
フリガナ	生年月日		
氏名	(印)	年	月 日

退職したので、青森県介護福祉士修学資金貸付事業実施要綱等の規定により次のとおり届け出ます。

最終従事先	団体・会社名			
	施設・事業所名			
	所在地等	〒 -		電話 ()
	職種	<input type="checkbox"/> 介護職員 <input type="checkbox"/> 介護職員以外()		
	雇用形態	年間換算での介護従事日数が180日		<input type="checkbox"/> 以上 <input type="checkbox"/> 未満
	在籍期間	年 月 日 から		
		年 月 日 まで		
休職期間	在籍期間中の休職の有無	<input type="checkbox"/> あり(詳細は下記休職期間／休職理由欄に記入) <input type="checkbox"/> なし		
	※休職期間がある場合のみ記入してください。 年 月から 年 月まで(年 か月)		休職理由	
退職理由				

上記のとおり相違ないことを証明します。

年 月 日

業務従事先の施設(所属団体)の長の職及び氏名

(印)

介護福祉士実務者研修受講資金 退職届

令和〇〇年 〇〇月 〇〇日

社会福祉法人青森県社会福祉協議会会長 殿

貸付番号	KJ〇〇〇〇〇		貸付番号は借用書に印字しています
現住所	〒〇〇〇 - 〇〇〇〇 青森市◇◇町〇丁目〇-〇 ◇◇荘〇号		自宅電話 〇〇〇 (〇〇〇) 〇〇〇〇 携帯電話 〇〇〇 (〇〇〇〇) 〇〇〇〇
フリガナ	フクシ タロウ	生年月日	
氏名	福祉 太郎	平成〇〇年 〇〇月 〇〇日	

退職したので、青森県介護福祉士修学資金貸付事業実施要綱等の規定により次のとおり届け出ます。

最終従事先 ※該当項目に☑	団体・会社名	社会福祉法人 ■ ■ ■	
	施設・事業所名	特別養護老人ホーム ■ ■ ■ 園	
	所在地等	〒 ● ● ● - ● ● ● ● 青森市 ■ ■ ■ 大字 ■ ■ ■ 字 〇 - 〇 電話 〇〇〇 (〇〇〇) 〇〇〇〇	
	職種	<input checked="" type="checkbox"/> 介護職員 <input type="checkbox"/> 介護職員以外()	
	雇用形態	年間換算での介護従事日数が180日 <input checked="" type="checkbox"/> 以上 <input type="checkbox"/> 未満	
	在籍期間	平成〇〇年 〇〇月 〇〇日 から 令和〇〇年 〇〇月 〇〇日 まで	
休職期間	在籍期間中の休職の有無	<input checked="" type="checkbox"/> あり(詳細は下記休職期間/休職理由欄に記入) <input type="checkbox"/> なし	
	※休職期間がある場合のみ記入してください。	令和〇〇年〇〇月から 令和〇〇年〇〇月まで(年 3 か月)	休職理由 骨折し、入院と自宅療養が必要だったため
退職理由	自己都合による退職	自己都合、雇用期間満了、解雇等の退職理由を記入してください	

上記のとおり相違ないことを証明します。

令和〇〇年 〇〇月 〇〇日

業務従事先の施設(所属団体)の長の職及び氏名

特別養護老人ホーム ■ ■ ■ 園 園長 森 青子



介護福祉士実務者研修受講資金 返還債務履行猶予申請書

記入例

令和〇〇年 〇〇月 〇〇日

社会福祉法人青森県社会福祉協議会会長 殿

貸付番号	KJ〇〇〇〇〇〇	
現住所	〒 〇〇〇 - 〇〇〇〇 青森市◇◇町〇丁目〇-〇 ◇◇荘〇号	自宅電話 〇〇〇 (〇〇〇) 〇〇〇〇 携帯電話 〇〇〇(〇〇〇〇)〇〇〇〇
フリガナ	フクシ タロウ	生年月日
氏名	福祉 太郎	平成〇〇年 〇〇月 〇〇日

貸付番号は借用書に印字しています

貸付金の返還債務の履行の猶予を受けたいので、青森県介護福祉修学資金等貸付事業実施要綱等の規定により、次のとおり申請します。

介護福祉士登録年月日	令和〇〇年 〇〇月 〇〇日		
在学期間 (実務者研修受講期間)	令和〇〇年 〇〇月 から	借入金額 ①	150,000 円
	令和〇〇年 〇〇月 まで (年 〇〇 か月)	返還済額 ②	0 円
返還猶予を 求める期間	令和〇〇年 〇〇月 から	返還免除済額 ③	0 円
	令和〇〇年 〇〇月 まで (年 〇〇 か月)	返還猶予申請額 ①-②-③	150,000 円
申請理由	※該当する項目に☑してください。 <input type="checkbox"/> 契約解除後、引き続き実務者研修施設に在学している <input checked="" type="checkbox"/> 青森県内で返還免除対象業務に従事 <input type="checkbox"/> 心身の故障により療養中 <input type="checkbox"/> 被災した <input type="checkbox"/> その他()		
申請理由発生日	令和〇〇年 〇〇月 〇〇日		
卒業後の状況	期 間		就業先又は進学先
	令和〇〇年 〇〇月 から 令和〇〇年 〇〇月 まで・在籍中	〇〇年 〇〇か月	特別養護老人ホーム■■■園
	令和〇〇年 〇〇月 から 令和〇〇年 〇〇月 まで・在籍中	年 〇〇か月	グループホーム◎◎◎

貸付金の一部をすでに返還した場合は「返還済額」に金額を入れてください

貸付金の一部の免除を受けた場合は「返還免除済額」に金額を入れてください

※ 申請理由の内容を証明できる書類を添付してください。

介護福祉士実務者研修受講資金 連帯保証人変更願

年 月 日

社会福祉法人青森県社会福祉協議会会長 殿

貸付番号

借受人氏名

(印)

連帯保証人の変更をしたいので、青森県介護福祉修学資金等貸付事業実施要綱等の規定により、次のとおり申請します。

現在の連帯保証人	(フリガナ)	借受人との関係	
変更後の連帯保証人	(フリガナ)	借受人との関係	
変更の理由			

【変更後の連帯保証人の状況】

フリガナ	性別	生年月日
氏名	男 女	年 月 日
現住所	〒 - 自宅電話 () 携帯電話 ()	
勤務先等	(名称)	
	(所在地) 〒 - 電話番号 ()	
	(雇用形態) 正規職員 ・非正規職員(契約 派遣 嘱託 臨時 パート) ・自営業 ・その他	
	(職種)	年収 約 円

私(新連帯保証人)は、現借用書に基づく保証関係を承認し、介護福祉士実務者研修受講資金の貸付金について借受人と連帯して債務を負担することを約束します。
また、記入した個人情報については本制度に必要な範囲で利用することに同意します。

連帯保証人

(実印)

※新連帯保証人は、市町村課税証明書と印鑑登録証明書を添付してください。

介護福祉士実務者研修受講資金 連帯保証人変更願

記入例

令和〇〇年 〇〇月 〇〇日

社会福祉法人青森県社会福祉協議会会長 殿

貸付番号は借用書に印字
しています

貸付番号 KJ〇〇〇〇〇〇

借受人氏名 福祉 太郎



連帯保証人の変更をしたいので、青森県介護福祉修学資金等貸付事業実施要綱等の規定により、次のとおり申請します。

現在の 連帯保証人	(フリガナ) フクシ ジロウ	借受人との関係	父
	福祉 二郎		
変更後の 連帯保証人	(フリガナ) フクシ ツトム	借受人との関係	弟
	福祉 務		
変更の理由	父が定年退職し、連帯して債務を負担できなくなったため		

【変更後の連帯保証人の状況】

フリガナ	フクシ ツトム			性別	生年月日
氏名	福祉 務			<input checked="" type="radio"/> 男 <input type="radio"/> 女	平成〇〇年 〇〇月 〇〇日
現住所	〒 ●●●-●●●● 青森県弘前市△△●丁目●-● 自宅電話 ●●●●(●●)●●●● 携帯電話 ●●●(●●●●)●●●●				
勤務先等	(名称) 社会福祉法人〇〇〇 □□こども園				
	(所在地)〒 ●●●-●●●● 青森県弘前市□□●丁目●-● 電話番号 ●●●●(●●)●●●●				
	(雇用形態) <input checked="" type="radio"/> 正規職員 <input type="radio"/> 非正規職員(契約 派遣 嘱託 臨時 パート) ・自営業 ・その他				
	(職種)	保育士	年収	約	350万 円

私(新連帯保証人)は、現借用書に基づく保証関係を承認し、介護福祉士実務者研修受講資金の貸付金について借受人と連帯して債務を負担することを約束します。
また、記入した個人情報については本制度に必要な範囲で利用することに同意します。

連帯保証人 福祉 務



※新連帯保証人は、市町村課税証明書と印鑑登録証明書を添付してください。

介護福祉士実務者研修受講資金 借受人死亡届

年 月 日

社会福祉法人青森県社会福祉協議会会長 殿

氏 名

〒 -

住 所

電話番号

()

続 柄

連帯保証人

親族

借受人が死亡したため、青森県介護福祉修学資金等貸付事業実施要綱等の規定により、次のとおり届け出ます。

フリガナ	
借受人氏名	
借受人住所	〒 -
死亡年月日	年 月 日
死亡理由 ※該当するものに☑してください	
貸付金額	円

※死亡診断書や戸籍抄本等、根拠となる書類を添付してください。

介護福祉士実務者研修受講資金 借受人死亡届

令和〇〇年 〇〇月 〇〇日

社会福祉法人青森県社会福祉協議会会長 殿

氏名 福祉 務 福祉
 〒 〇〇〇 - 〇〇〇〇
 住所 弘前市△△●丁目●-●
 電話番号 ●●●(●●●●)●●●●
 続柄 連帯保証人 親族

借受人が死亡したため、青森県介護福祉修学資金等貸付事業実施要綱等の規定により、次のとおり届け出ます。

フリガナ	フクシ タロウ
借受人氏名	福祉 太郎
借受人住所	〒 〇〇〇 - 〇〇〇〇 青森市◇◇町〇丁目〇-〇 ◇◇荘〇号
死亡年月日	令和〇〇年 〇〇月 〇〇日
死亡理由 ※該当するものに☑してください	<input type="checkbox"/> 業務上の事由(労災)による死亡 <input checked="" type="checkbox"/> 左記以外の事由による死亡
貸付金額	150,000 円

※死亡診断書や戸籍抄本等、根拠となる書類を添付してください。

介護福祉士実務者研修受講資金 返還債務免除申請書

令和〇〇年 〇〇月 〇〇日

社会福祉法人青森県社会福祉協議会会長 殿

貸付番号	KJ〇〇〇〇〇〇		
現住所	〒 〇〇〇 - 〇〇〇〇 青森市◇◇町〇丁目〇-〇 ◇◇荘〇号		
フリガナ	フクシ タロウ	自宅電話	●●●(●●●)●●●●
氏名	福祉 太郎	携帯電話	●●●(●●●●)●●●●
		生年月日	平成〇〇年 〇〇月 〇〇日

貸付番号は借用書に印字しています

福祉

貸付金の返還の債務の免除を受けたいので、青森県介護福祉士実務者研修受講資金より、次のとおり申請します。

貸付金の一部をすでに返還した場合は「返還済額②」に金額を入れてください。

貸付金の一部の免除を受けた場合は「返還免除済額③」に金額を入れてください

介護福祉士登録年月日	令和〇〇年 〇〇月 〇〇日		
在学期間 (実務者研修受講期間)	令和〇〇年 〇〇月 から	借入金額 ①	150,000 円
	令和〇〇年 〇〇月 まで (年 〇〇 か月)	返還済額 ②	0 円
返還猶予を受けた期間	年 月 から	返還免除済額 ③	0 円
	年 月 まで (年 月 か月)	返還免除申請額 ①-②-③	150,000 円
申請理由 (該当番号に○)	① 返還免除対象業務に従事 (1年 ②年 ・その他) 2 死亡 3 心身の故障 4 その他()		
卒業後の状況	就業期間		就業先の名称
	令和〇〇年〇〇月 から 令和〇〇年〇〇月 まで・在籍中	〇〇年〇〇か月	特別養護老人ホーム■■■園
	令和〇〇年〇〇月 から 令和〇〇年〇〇月 まで 在籍中	年〇〇か月	グループホーム◎◎◎
添付書類 ※提出前に ☑してください。	介護福祉士等の業務に従事 ⇒ 業務従事届(様式⑦)		<input checked="" type="checkbox"/>
	死亡 ⇒ 死亡届及び死亡診断書		<input type="checkbox"/>
	心身の故障 ⇒ 医師の診断書		<input type="checkbox"/>
	その他 ⇒ 内容を証明できる書類		<input type="checkbox"/>

介護福祉士実務者研修受講資金 返還計画書

年 月 日

社会福祉法人青森県社会福祉協議会会長 殿

貸付番号

借受人 氏 名 (印)

住 所

電話番号 ()

連帯保証人 氏 名 (印)

住 所

電話番号 ()

青森県介護福祉修学資金等貸付事業実施要綱等の規定により、貸付金を次により返還します。

在学期間	年 月から 年 月まで(か月)
貸付金額	円
返還免除額	円
返還総額	円
返還方法	<p>※どちらかに☑してください</p> <p style="text-align: center;"><input type="checkbox"/> 月賦 <input type="checkbox"/> 半年賦</p>
返還期間	年 月 日 から 年 月 日まで (か月)
返還事由	<p>※該当する番号に○をつけてください。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 貸付の辞退・実務者研修施設等退学のため 2. 介護・福祉以外の業務に従事することになったため 3. 県外で就労することになったため 4. 介護福祉士の資格を登録しなかったため 5. 業務外の事由により死亡、又は心身の故障により従事できなくなったため 6. その他理由()

介護福祉士実務者研修受講資金 返還計画書

記入例

令和〇〇年 〇〇月 〇〇日

社会福祉法人青森県社会福祉協議会会長 殿

貸付番号は借用書
に印字しています

貸付番号 KJ〇〇〇〇〇〇
借受人 氏 名 福祉 太郎
住 所 〒 〇〇〇 - 〇〇〇〇
青森市◇◇町〇丁目〇-〇
◇◇荘〇号
電話番号 〇〇〇(〇〇〇〇)〇〇〇〇
連帯保証人 氏 名 福祉 務
住 所 〒 〇〇〇 - 〇〇〇〇
弘前市△△●丁目●-●
電話番号 ●●●●(●●●●)●●●●

青森県介護福祉修学資金等貸付事業実施要綱等の規定により、貸付金を次により返還します。

在学期間	令和〇〇年 〇〇月から 令和〇〇年 〇〇月まで(〇〇 か月)	
貸付金額	150,000	円
返還免除額	0	円
返還総額	150,000	円
返還方法	※どちらかに☑してください <input checked="" type="checkbox"/> 月賦 <input type="checkbox"/> 半年賦	
返還期間	令和〇〇年 〇〇月から 令和〇〇年 〇〇月まで(〇〇 か月)	
返還事由	<p>※該当する番号に○をつけてください。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 貸付の辞退・実務者研修施設等退学のため 2. 返還免除対象業務に従事しないことになったため 3. 県外で就労することになったため 4. 介護福祉士の資格を登録しなかったため 5. 業務外の事由により死亡、又は心身の故障により従事できなくなったため 6. その他理由() 	

貸付金の一部の免除を受けた場合は「返還免除済額」に金額を入れてください

返還期間は、返還事由が発生した日の属する月の翌月から2年(24か月)以内の月数で記入してください

介護福祉士実務者研修受講資金 返還方法変更届

年 月 日

社会福祉法人青森県社会福祉協議会会長 殿

貸付番号

借受人 氏 名

印

住 所

電話番号 ()

連帯保証人 氏 名

印

住 所

電話番号 ()

青森県介護福祉士修学資金等貸付事業実施要綱に基づき貸付金の返還方法を変更したいので、次のとおり申請します。

返還金額 (残額) ①-②-③	円		
	内訳	貸付金額 ①	円
		返還免除額 ②	円
		返還済額 ③	円
変更理由			
変更内容		変更前	変更後
	返還方法	<input type="checkbox"/> 月賦 <input type="checkbox"/> 半年賦	<input type="checkbox"/> 月賦 <input type="checkbox"/> 半年賦
	返還期間	年 月 日 から 年 月 日 まで	年 月 日 から 年 月 日 まで

介護福祉士実務者研修受講資金 返還方法変更届

令和〇〇年 〇〇月 〇〇日

社会福祉法人青森県社会福祉協議会会長 殿

貸付番号は借用書に
印字しています

借受人 貸付番号 KJ〇〇〇〇〇
氏名 福祉 太郎
〒 〇〇〇 - 〇〇〇〇
住所 青森市◇◇町〇丁目〇-〇
◇◇荘〇号
電話番号 〇〇〇(〇〇〇〇)〇〇〇〇

連帯保証人 氏名 福祉 務
住所 〒 〇〇〇 - 〇〇〇〇
弘前市△△●丁目●-●
電話番号 ●●●●(●●●●)●●●●

青森県介護福祉士修学資金等貸付事業実施要綱に基づき貸付金の返還方法を変更したいので、次のとおり申請します。

返還金額 (残額) ①-②-③	100,000 円		
	内訳	貸付金額 ①	150,000 円
		返還免除額 ②	0 円
		返還済額 ③	50,000 円
変更理由	再就職先で〇月にボーナスが支払われる予定なので、その時にまとめて返還する		
変更内容		変更前	変更後
	返還方法	<input checked="" type="checkbox"/> 月賦 <input type="checkbox"/> 半年賦	<input type="checkbox"/> 月賦 <input checked="" type="checkbox"/> 半年賦
	返還期間	令和〇〇年 〇〇月 〇〇日 から 令和〇〇年 〇〇月 〇〇日 まで	令和〇〇年 〇〇月 〇〇日 から 令和●●年 ●●月 ●●日 まで

介護福祉士実務者研修受講資金 受験予定申出書

年 月 日

社会福祉法人青森県社会福祉協議会会長 殿

貸付番号

借受人氏名

印

〒 -
住所

電話番号 ()

私は、下記の理由により次回の介護福祉士試験を受ける予定であることを申し出ます。
また、次回の介護福祉士国家試験を合格し、資格を取得する意思があることから、介護福祉士資格の登録時まで、私の返還の債務の履行を猶予していただくようお願いします。

1. 受験予定試験

(1) 予定時期 _____ 年 _____ 月実施予定

(2) 試験内容 第 _____ 回 介護福祉士国家試験

2. 受験理由

前回の第 _____ 回介護福祉士国家試験を

受験したが不合格だったため

※該当する方に☑

下記の理由により受験できなかったため

※受験できなかった理由を具体的に記入

介護福祉士実務者研修受講資金 受験予定申出書

令和〇〇年 〇〇月 〇〇日

社会福祉法人青森県社会福祉協議会会長 殿

貸付番号は借用書に
印字しています

貸付番号 KJ〇〇〇〇〇〇

借受人氏名 福祉 太郎

〒 〇〇〇 - 〇〇〇〇
住 所 青森市◇◇町〇丁目〇-〇
◇◇荘〇号

電話番号 〇〇〇(〇〇〇〇)〇〇〇〇

福祉

私は、下記の理由により次回の介護福祉士試験を受ける予定であることを申し出ます。
また、次回の介護福祉士国家試験を合格し、資格を取得する意思があることから、介護福祉士
資格の登録時まで、私の返還の債務の履行を猶予していただくようお願いします。

1. 受験予定試験

(1) 予定時期 令和〇〇年 1月実施予定

(2) 試験内容 第 〇〇 回 介護福祉士国家試験

2. 受験理由

前回の第 〇〇 回介護福祉士国家試験を

 受験したが不合格だったため

※該当する方に☑

 下記の理由により受験できなかったため

※受験できなかった理由を具体的に記入

国家試験の1週間前に凍結路面で転倒し、右手首を捻挫して筆記用具が
持てなくなったため受験できなかった

介護福祉士実務者研修受講資金 現況報告書

年 月 日

社会福祉法人青森県社会福祉協議会会長 殿

貸付番号			
現住所	〒 ー		自宅電話 () 携帯電話 ()
フリガナ		生年月日	
氏名	(印)	年 月 日	

実務者研修施設卒業後の状況について、返還免除対象業務に従事する意思があるので青森県介護福祉士修学資金等貸付事業実施要綱の規定により、次のとおり報告します。

卒業した実務者 研修施設の名称		卒業年月日	年 月 日		
資格登録年月日	年 月 日				
返還猶予を 求める期間	年 月 から 年 月 まで(年 か月)				
申請理由	※該当する番号に○をつけてください。 1. 資格登録したが、現在は就職活動中であり、実務者研修施設を卒業した日から1年以内に返還免除対象業務に従事予定である 2. 資格登録したが、返還免除対象業務以外の職種に採用された。しかし、実務者研修施設を卒業した日から2年以内に返還免除対象業務に従事予定である				
具体的な内容 ※上記で選択した 番号に応じた箇所 を記入してください	1. を選択	第一希望	希望就職先(施設の種別等)		
		第二希望			
	2. を選択	勤務先等	(名称)		
			(所在地)		
		電話番号 ()	雇用形態	常勤 ・ 非常勤	
		(職種)			

※2. を選択した場合、採用通知や雇用契約書等の勤務先、勤務期間等が分かる書類を添付してください

介護福祉士実務者研修受講資金 現況報告書

記入例

令和〇〇年 〇〇月 〇〇日

社会福祉法人青森県社会福祉協議会会長 殿

貸付番号	KJ〇〇〇〇〇		貸付番号は借用書に印字しています
現住所	〒 〇〇〇 - 〇〇〇〇 青森市◇◇町〇丁目〇-〇 ◇◇荘〇号 自宅電話 ●●● (●●●) ●●●● 携帯電話 ●●● (●●●●) ●●●●		
フリガナ	フクシ タロウ	生年月日	
氏名	福祉 太郎	平成〇〇年 〇〇月 〇〇日	

実務者研修施設卒業後の状況について、返還免除対象業務に従事する意思があるので青森県介護福祉士修学資金等貸付事業実施要綱等の規定により、次のとおり報告します。

卒業した実務者研修施設の名称	青森福祉学院	卒業年月日	令和〇〇年 〇〇月 〇〇日	
資格登録年月日	令和〇〇年 〇〇月 〇〇日			
返還猶予を求める期間	令和〇〇年 〇〇月から 令和〇〇年 〇〇月まで (1 年 か月)			
申請理由	※該当する番号に〇をつけてください。 ① 資格登録したが、現在は就職活動中であり、実務者研修施設を卒業した日から1年以内に返還免除対象業務に従事予定である ② 資格登録したが、返還免除対象業務以外の職種に採用された。しかし、実務者研修施設を卒業した日から2年以内に返還免除対象業務に従事予定である			
具体的な内容 ※上記で選択した番号に応じた箇所を記入してください	1. を選択	希望就職先(施設の種別等)	第一希望	デイサービスセンター
		第二希望	特別養護老人ホーム	
	2. を選択	勤務先等	(名称)	
			(所在地)	
		電話番号 ()	(職種)	雇用形態 常勤 ・ 非常勤

※2. を選択した場合、採用通知や雇用契約書等の勤務先、勤務期間等が分かる書類を添付してください

青森県介護福祉士修学資金等貸付事業実施要綱

第1条 目的

この制度は、次の1から5までに掲げる事業（以下「本事業」という）を実施し、青森県の福祉・介護人材の育成及び確保並びに定着を支援することを目的とする。

1 介護福祉士修学資金貸付事業

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号。以下「法」という）第40条第2項第1号から第3号までの規定に基づき文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は都道府県知事の指定した養成施設（以下「介護福祉士養成施設」という）に在学し、介護福祉士の資格の取得を目指す学生に対し修学資金（以下「介護福祉士修学資金」という）を貸し付ける事業

2 福祉系高校修学資金返還充当資金貸付事業

「地域医療介護総合確保基金（介護従事者の確保に関する事業）における「福祉系高校修学資金貸付事業」等の実施について」（令和3年5月7日社援基発0507第1号）（以下「基金実施要綱」という）の別紙1（以下「福祉系高校修学資金貸付実施要綱」という）における、法第40条第2項第4号の規定に基づき法学校教育法に基づく高等学校又は中等教育学校であって文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定したもの（以下「福祉系高校」という）に在学し、介護福祉士の資格の取得を目指す学生に対し、修学資金（以下「福祉系高校修学資金」という）を貸し付け、その後、福祉系高校修学資金貸付実施要綱の第9に掲げる事項に該当する者に対して、福祉系高校修学資金の返還に充てる資金（以下「返還充当資金」という）を貸し付ける事業

3 介護福祉士実務者研修受講資金貸付事業

法第40条第2項第5号に規定する文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は都道府県知事の指定した養成施設（以下「実務者研修施設」という）に在学し、介護福祉士の資格の取得を目指す学生に対し修学資金（以下「介護福祉士実務者研修受講資金」という）を貸し付ける事業

4 離職した介護人材の再就職準備金貸付事業

介護職としての一定の知識及び経験を有する者に対し、再就職準備金（以下「再就職準備金」という）を貸し付ける事業

5 社会福祉士修学資金貸付事業

法第7条第2号又は第3号の規定に基づき文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は都道府県知事の指定した養成施設（以下「社会福祉士養成施設」という）に在学し、社会福祉士の資格の取得を目指す学生に対し修学資金（以下「社会福祉士修学資金」という）を貸し付ける事業

第2条 実施主体

本事業は、社会福祉法人青森県社会福祉協議会（以下「県社協」という）が行う。

第3条 介護福祉士修学資金貸付事業

第1条の1の「介護福祉士修学資金貸付事業」の貸付対象者、貸付期間及び貸付額は次のとおりとする。

- 1 貸付対象者は介護福祉士養成施設に在学する者とする。
ただし、3の(3)の国家試験受験対策費用及び3の(4)の生活費加算の貸付対象者は、それぞれ、次の(1)及び(2)に定める者に限る。
 - (1) 国家試験受験対策費用の貸付対象者
介護福祉士養成施設を卒業見込みの者であって、当該卒業年度に介護福祉士国家試験を受験する意思のある者
 - (2) 生活費加算の貸付対象者
貸付申請時に生活保護受給世帯又はこれに準ずる経済状況にあると都道府県知事が認める世帯の世帯員である者
- 2 貸付期間は、介護福祉士養成施設に在学する期間とする。
- 3 貸付額は月額50,000円以内とする。ただし、次の(1)から(4)に定める額を、加算することができるものとする。
 - (1) 入学準備金 初回の貸付け時に限り、200,000円以内
 - (2) 就職準備金 最終回の貸付け時に限り、200,000円以内
 - (3) 国家試験受験対策費用 一年度当たり40,000円以内
 - (4) 生活費加算 一月当たり貸付対象者の貸付申請時における年齢及び居住地に対応する生活保護制度における生活扶助基準額(第1類)に相当する額(年齢及び居住地が同一の者に係る加算額は、同一年度において同額でなければならないものとする)

第4条 福祉系高校修学資金返還充当資金貸付事業

第1条の2の「福祉系高校修学資金返還充当資金貸付事業」の貸付対象者、貸付額、貸付回数及び貸付方法は次のとおりとする。

- 1 貸付対象者は青森県福祉系高校修学資金貸付事業実施要綱の第9条に掲げる事項に該当する者(同要綱第10条により読み替えの適用となる者を含む)とする。
- 2 貸付額は、青森県福祉系高校修学資金貸付事業実施要綱第3条の3により貸し付けた福祉系高校修学資金と同額とする。
- 3 貸付回数は、一人当たり一回限りとする。
- 4 貸付方法は、貸付対象者に実際に貸し付けるのではなく、福祉系高校修学資金として貸し付けた金額と同額を返還充当資金のサービス区分から、福祉系高校修学資金のサービス区分の勘定科目へ付け替えによる処理を行い、県社協内の会計処理で完結する。

第5条 介護福祉士実務者研修受講資金貸付事業

第1条の3の「介護福祉士実務者研修受講資金貸付事業」の貸付対象者、貸付期間及び貸付額は次のとおりとする。

- 1 貸付対象者は実務者研修施設に在学する者とする。
- 2 貸付期間は、実務者研修施設に在学する期間とする。
- 3 貸付額は200,000円以内とする。

第6条 離職した介護人材の再就職準備金貸付事業

第1条の4の「離職した介護人材の再就職準備金貸付事業」の貸付対象者、貸付額及び貸付回数は次のとおりとする。

- 1 貸付対象者は、次の（1）から（4）までの基準の全てを満たす者とする。
 - （1）即戦力として期待される介護人材として求められる一定の知識及び経験を有する者として認められる次のいずれかに該当する者
 - ① 介護福祉士
 - ② 実務者研修施設において介護福祉士として必要な知識及び技能を修得した者
 - ③ 介護保険法施行規則第22条の23第1項に規定する介護職員初任者研修を修了した者（介護保険法施行規則の一部を改正する省令（平成24年厚生労働省令第25号）附則第2条の規程に基づき、介護職員初任者研修を修了した者とみなされるもの（改正前の介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第22条の23第1項に規定する介護職員基礎研修、1級課程、2級課程を修了した者をいう）を含む）
 - （2）（1）に掲げる者において、居宅サービス等（介護保険法（平成9年法律第123号）第23条に規定する居宅サービス等をいう。以下同じ）を提供する事業所若しくは施設又は第一号訪問事業（同法第115条の45第1項第1号イに規定する第一号訪問事業をいう。以下同じ）若しくは第一号通所事業（同号ロに規定する第一号通所事業をいう。以下同じ）を実施する事業所において介護職員その他主たる業務が介護等（法第2条第2項に規定する介護等をいう。以下同じ）の業務である者（以下「介護職員等」という）としての実務経験を1年以上（雇用期間が通算365日以上かつ介護等の業務に従事した期間が180日以上）有する者
 - （3）居宅サービス等を提供する事業所若しくは施設又は第一号訪問事業若しくは第一号通所事業を実施する事業所に、介護職員等として就労した者若しくは就労を予定している者
 - （4）直近の介護職員等としての離職日から、介護職員等として再就労する日までの間に、予め、青森県福祉人材センター又は弘前福祉人材バンク、八戸福祉人材バンクのいずれかに氏名及び住所等の届出又は登録を行い、かつ、県社協が定める様式による再就職準備金利用計画書を提出した者
- 2 貸付額は、400,000円と貸付対象者が県社協に提出した再就職準備金利用計画書に記載された額のいずれか少ない方の額とする。
- 3 貸付回数は、一人当たり一回限りとする。

第7条 社会福祉士修学資金貸付事業

第1条の5の「社会福祉士修学資金貸付事業」の貸付対象者、貸付期間及び貸付額は次のとおりとする。

- 1 貸付対象者は社会福祉士養成施設に在学する者とする。

ただし、3の（3）の生活費加算の貸付対象者は、貸付申請時に生活保護受給世帯又はこれに準ずる経済状況にあると都道府県知事が認める世帯の世帯員である者に限る。
- 2 貸付期間は、社会福祉士養成施設に在学する期間とする。
- 3 貸付額は月額50,000円以内とする。ただし、次の（1）から（3）に定める額を、加

算することができるものとする。

- (1) 入学準備金 初回の貸付け時に限り、200,000円以内
- (2) 就職準備金 最終回（社会福祉士短期養成施設等に在学する者である場合にあっては、初回又は最終回）の貸付け時に限り、200,000円以内
- (3) 生活費加算 一月当たり貸付対象者の貸付申請時における年齢及び居住地に対応する生活保護制度における生活扶助基準額（第1類）に相当する額（年齢及び居住地が同一の者に係る加算額は、同一年度において同額でなければならないものとする）

第8条 貸付方法及び利子

- 1 本事業による貸付けは、県社協会長と貸付対象者との契約により行うものとする。
なお、第1条の2の事業の貸付方法は第4条の規定によるものとする。
- 2 利子は、無利子とする。

第9条 保証人

- 1 本事業による貸付けを受けようとする者は、保証人を立てなければならない。なお、貸付けを受けようとする者が未成年者である場合の保証人は法定代理人でなければならないものとする。
- 2 保証人は、貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとする。

第10条 貸付契約の解除及び貸付けの休止

- 1 県社協会長は、貸付契約の相手方が資金貸付けの目的を達成する見込みがなくなったと認められるに至ったときは、その契約を解除するものとする。
- 2 県社協会長は、貸付契約の相手方が修学資金の貸付期間中に貸付契約の解除を申し出たときは、その契約を解除するものとする。
- 3 県社協会長は、貸付契約の相手方が休学し、又は停学の処分を受けたときは、休学し、又は停学の処分を受けた日の属する月の翌月から復学した日の属する月の分まで修学資金の貸付けを行わないものとする（第1条の1又は5の事業に限る）。

第11条 返還の債務の当然免除

県社協会長は、貸付契約の相手方が次に掲げるいずれかに該当するに至ったときは、貸付額に係る返還の債務を免除するものとする。

また、1の(1)（5において準用する場合を含む）、2の(1)及び3の(1)の要件については、本事業による貸付を受けた者が、地域の福祉・介護人材として定着するという本事業の本来の趣旨を達成することを目指して置かれているものであり、県社協は本事業による貸付を受けた者がこれら要件を満たすことができるよう、学習又は就労継続に当たっての相談支援などを行うよう努めるものとする。

なお、適切な返還債務の免除を行うため、貸し付けを受けた者に対して、県社協会長が定める時期に現況届の提出を求め、貸し付けを受けた者の就労状況等について、定期的に把握するよう努めるものとする。

1 介護福祉士修学資金貸付事業

次の（１）又は（２）のいずれかに該当するに至ったとき。

- (1) 介護福祉士養成施設を卒業した日から１年以内に介護福祉士の登録を行い、青森県内（国立障害者リハビリテーションセンター、国立児童自立支援施設等において業務に従事する場合は、全国の区域とする。以下同じ）において、昭和63年2月12日社庶第29号社会局長・児童家庭局長連名通知「指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格に係る介護等の業務の範囲等について」の別添1に定める職種若しくは別添2に定める職種又は当該施設の長の業務（以下「返還免除対象業務」という）に従事し、かつ、介護福祉士の登録日と当該返還免除対象業務に従事した日のいずれか遅い日の属する月以降、5年（過疎地域（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）に規定する区域をいう）において返還免除対象業務に従事した場合又は中高年離職者（入学時に45歳以上の者であって、離職して2年以内のものをいう）が返還免除対象業務に従事した場合は、3年）（以下「返還免除対象期間」という）の間、引き続き、これらの業務に従事したとき。

ただし、法人における人事異動等により、貸付けを受けた者の意思によらず、青森県外において返還免除対象業務に従事した期間については、返還免除対象期間に算入することができる。

また、返還免除対象業務に従事後、他種の養成施設等における修学、災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により返還免除対象業務に従事できない期間が生じた場合は、返還免除対象期間には算入しないものとするが、引き続き、返還免除対象業務に従事しているものとして取り扱うこととする。

- (2) 返還免除対象期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため返還免除対象業務に継続して従事することができなくなったとき。

2 福祉系高校修学資金返還充当資金貸付事業

- (1) 青森県内において、返還免除対象業務から福祉系高校修学資金の返済免除対象業務の範囲（青森県福祉系高校修学資金貸付事業実施要綱第7条に掲げる範囲）を除いた業務（以下「充当資金返還免除対象業務」という）に従事し、3年の間、引き続き、これらの業務に従事したとき。

なお、法人における人事異動等又は他種の養成施設等における修学、災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により充当資金返還免除対象業務に従事できなかった場合の取扱は1と同様とする。

- (2) 充当資金返還免除対象業務に従事している期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため充当資金返還免除対象業務に継続して従事することができなくなったとき。

3 介護福祉士実務者研修受講資金貸付事業

次の（１）又は（２）のいずれかに該当するに至ったとき。

- (1) 実務者研修施設を卒業した日（実務者研修施設を卒業した日において介護等の業務に従事する期間が3年に達していない場合にあっては、介護等の業務に従事する期間が3年に達した日とする。以下同じ。）から1年以内に介護福祉士の登録を行い、青森県内において、返還免除対象業務に従事し、かつ、介護福祉士の登録日と当該返還

免除対象業務に従事した日のいずれか遅い日の属する月以降、2年の間、引き続き、これらの業務に従事したとき。

なお、法人における人事異動等又は他種の養成施設等における修学、災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により返還免除対象業務に従事できなかった場合の取扱は1と同様とする。

(2) 返還免除対象業務に従事している期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため返還免除対象業務に継続して従事することができなくなったとき。

4 離職した介護人材の再就職準備金貸付事業

次の(1)又は(2)のいずれかに該当するに至ったとき。

(1) 第6条の1の(3)の介護職員等として就労した日から、青森県内において、2年の間、引き続き、介護職員等の業務に従事したとき。

なお、法人における人事異動等又は他種の養成施設等における修学、災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により介護職員等の業務に従事できなかった場合の取扱は1と同様とする。

(2) 介護職員等として従事している期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため介護職員等として継続して従事することができなくなったとき。

5 社会福祉士修学資金貸付事業

1を準用する。

第12条 返還

本事業による貸付けを受けた者が、次の各号の1に該当する場合（他種の養成施設等における修学、災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由がある場合を除く）には、当該各号に規定する事由が生じた日の属する月の翌月から県社協会長が定める期間（返還債務の履行が猶予されたときは、この期間と当該猶予された期間を合算した期間とする）内に、県社協会長が定める金額を月賦又は半年賦の均等払方式等により返還しなければならない。

1 貸付契約が解除されたとき。

2 介護福祉士養成施設又は社会福祉士養成施設を卒業した日若しくは実務者研修施設を卒業した日から1年以内に介護福祉士若しくは社会福祉士として登録せず、又は青森県内において第11条の返還免除対象業務に従事しなかったとき。

3 青森県内において第11条の返還免除対象業務、充当資金返還免除対象業務、介護職員等の業務又は障害福祉職員の業務に従事する意思がなくなったとき。

4 業務外の事由により死亡し、又は心身の故障により業務に従事できなくなったとき。

第13条 返還の債務の履行猶予

1 当然猶予

県社協会長は、本事業による貸付けを受けた者が次の各号の1に該当する場合には、当該各号に掲げる事由が継続する期間、貸付額に係る返還の債務の履行を猶予するもの

とする。

- (1) 貸付契約を解除された後も引き続き貸付決定時に在学していた介護福祉士養成施設、実務者研修施設又は社会福祉士養成施設に在学しているとき。
- (2) 貸付決定時に在学していた介護福祉士養成施設、実務者研修施設又は社会福祉士養成施設を卒業後、引き続き、他種の養成施設等において修学しているとき。

2 裁量猶予

県社協会長は、本事業による貸付けを受けた者が次の各号の1に該当する場合には、当該各号に掲げる事由が継続している期間、履行期限の到来していない貸付額にかかる返還の債務の履行を猶予できるものとする。

- (1) 青森県内において第11条の返還免除対象業務、充当資金返還免除対象業務、介護職員等の業務又は障害福祉職員の業務に従事しているとき。
- (2) 災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由があるとき。

第14条 返還の債務の裁量免除

県社協会長は、本事業による貸付けを受けた者が、次の各号の1に該当するに至ったときは、貸付額（既に返還を受けた金額を除く）に係る返還の債務を当該各号に定める範囲内において免除できるものとする。

- 1 死亡し、又は障害により貸付けを受けた貸付額を返還することができなくなったとき返還の債務の額（既に返還を受けた金額を除く。以下同じ）の全部又は一部
- 2 長期間所在不明となっている場合等、貸付額を返還させることが困難であると認められる場合であって、履行期限到来後に返還を請求した最初の日から5年以上経過したとき

返還の債務の額の全部又は一部

- 3 青森県内において本事業による貸付けを受けた期間（返還充当資金については、福祉系高校修学資金の貸付けを受けた期間と同じとし、介護福祉士実務者研修受講資金、再就職準備金及び障害福祉分野就職支援金については180日）以上、第11条の返還免除対象業務、充当資金返還免除対象業務、介護職員等の業務又は障害福祉職員の業務に従事したとき

返還の債務の額の全部又は一部

第15条 延滞利子

県社協会長は、本事業による貸付けを受けた者が正当な理由がなく貸付額を返還しなければならない日までにこれを返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額につき年3パーセントの割合で計算した延滞利子を徴収するものとする。

ただし、当該延滞利子が、払込の請求及び督促を行うための経費等これを徴収するのに要する費用に満たない少額なものと認められるときは、当該延滞利子を債権として調停しないことができる。

第16条 その他必要となる事項

本事業の円滑な実施に当たり必要となるその他の事項については、青森県との調整のうえ、県社協会長が別に定めることとする。

附則

この要綱は令和4年4月1日から施行する。

なお、この要綱の施行に伴い、社会福祉法人青森県社会福祉協議会介護福祉士修学資金等貸付事業実施要綱は廃止するが、令和4年3月31日までに社会福祉法人青森県社会福祉協議会介護福祉士修学資金等貸付事業実施要綱に基づき貸付決定を行った者に係る取り扱いについては、なお従前の例によるものとする。

青森県介護福祉士修学資金等貸付事業運営要領

1 目的

本要領は、社会福祉法人青森県社会福祉協議会（以下「県社協」という）が介護福祉士修学資金等貸付事業を実施するにあたり、事務処理その他必要な事項を定め、当該事業の円滑な運営に資するものとする。

2 用語の定義

本要領においては、以下のとおり用語を定義する。

- (1) 実施要綱：「青森県介護福祉士修学資金等貸付事業実施要綱」をいう。
- (2) 貸付事業：実施要綱第1条の1から5までに掲げる事業をいう。
- (3) 介護福祉士修学資金貸付事業：実施要綱第1条の1の事業をいう。
- (4) 福祉系高校修学資金返還充当資金貸付事業：実施要綱第1条の2の事業をいう。
- (5) 介護福祉士実務者研修受講資金貸付事業：実施要綱第1条の3の事業をいう。
- (6) 離職した介護人材の再就職準備金貸付事業：実施要綱第1条の4の事業をいう。
- (7) 社会福祉士修学資金貸付事業：実施要綱第1条の5の事業をいう。

3 介護福祉士修学資金貸付事業について（実施要綱第3条関係）

(1) 貸付対象者の要件について

貸付対象者は次の①及び②の要件を満たす者とする。なお、2以上の都道府県から重複して貸付けを受けることはできないものである。

① 次のアからエまでのいずれかに該当する者

ア 青森県に住民登録をしている者であって、卒業後に青森県内（国立障害者リハビリテーションセンター、国立児童自立支援施設等において業務に従事する場合は全国の区域とする。以下同じ）において実施要綱第11条の1の（1）に規定する返還免除対象業務に従事しようとする者

イ 青森県内の介護福祉士養成施設（実施要綱第1条の1に規定する介護福祉士養成施設をいう）の学生であって、卒業後に青森県内において実施要綱第11条の1の（1）に規定する返還免除対象業務に従事しようとする者

ウ 介護福祉士養成施設の学生となった年度の前年度に青森県に住民登録をしていた者であり、かつ、介護福祉士養成施設での修学のため転居をしたものであって、卒業後に青森県内において実施要綱第11条の1の（1）に規定する返還免除対象業務に従事しようとする者

エ アからウに限らず、貸付けを受けようとする者が、介護福祉士養成施設を卒業後に青森県内において実施要綱第11条の1の（1）に規定する返還免除対象業務に従事しようとする者であると県社協が認めた者

② 次のア又はイのいずれかに該当する者であって、家庭の経済状況等から貸付けが必要と認められる者

ア 学業成績等が優秀と認められる者

イ 卒業後、中核的な介護職として就労する意欲があり、介護福祉士資格取得に向けた向学心があると認められる者

(2) 貸付対象者の選定について

① 貸付対象者の選定にあたっては介護福祉士養成施設から推薦を求めること等により公正かつ適切に行うものとする。

② 実施要綱第11条の1の規定により返還免除対象期間が3年となる中高年離職者については、離職証明等の客観的判断の可能な書類で離職状況を確認するものとする。

(3) 貸付期間について

実施要綱第3条の2の「介護福祉士養成施設に在学する期間」は、原則として、正規の修学期間とするが、病気等の真にやむを得ないと県社協会長が認める事由により留年した期間中については、これに含めることができる。

(4) 貸付額について

介護福祉士修学資金貸付事業の貸付額については、介護福祉士養成施設に支払う授業料、実習費及び教材費等の納付金のほか参考図書、学用品、交通費及び国家試験の受験手数料等の経費（実施要綱第3条の3の(4)の生活費加算に係る貸付額については、在学中の生活費を含む）に充当するものであり、実施要綱第3条の3に定める額の範囲内であれば介護福祉士養成施設に支払うべき納付金の額に拘わらず、貸付対象者の希望する額を貸し付けることができる。

(5) 国家試験受験対策費用の取扱いについて

実施要綱第3条の3の(3)の国家試験受験対策費用は、介護福祉士養成施設が通常の教育課程とは別に実施する又は民間機関等が実施する介護福祉士の国家試験受験対策講座の受講費、模擬試験の受験料又は参考図書等の購入費用等の経費に充当するものとする。

(6) 生活費加算の取扱いについて

実施要綱第3条の3の(4)の生活費加算は、貧困が親から子へ連鎖する「貧困の連鎖」の防止の観点から、生活保護受給世帯など経済的に困窮する世帯の子どもの社会的・経済的自立を実現するため、生活の安定に資する資格として介護福祉士資格の取得を支援するためのものであり、この趣旨に鑑み、取扱いについては、次のとおりとする。

① 生活費加算の貸付対象者

生活費加算の貸付対象者は実施要綱第3条の1の但し書きにおいて、貸付申請時に生活保護受給世帯又はこれに準ずる経済状況にあると都道府県知事が認める世帯の世帯員である者としているが、「これに準ずる経済状況」については、貸付申請日の属する年度又は前年度において、次のいずれかの措置を受けている者を対象とする。

ア 地方税法（昭和25年法律第226号）第295条第1項に基づく市町村民税の非課税

イ 地方税法第323条に基づく市町村民税の減免

ウ 国民年金法（昭和34年法律第141号）第89条又は第90条に基づく国民年金の掛金の減免

エ 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第77条に基づく保険料の減免または徴収の猶予

② 生活費加算の貸付対象者の選定

生活費加算の貸付対象者の選定に当たっては、次のとおり取り扱うものとする。

ア 県社協会長は、福祉事務所長等が発行する生活保護受給証明書等の確認書類により家庭の経済状況を確認するとともに、貸付けの実施による自立支援の効果に関し、福祉事務所長の意見を聴く。

イ 生活費加算と生活保護の支給を同時に受けることはできないため、県社協会長は、生活保護受給世帯の者に対する貸付の可否について、福祉事務所長に対し確認する。

ウ 貸付申請時に生活保護受給世帯の世帯員であって、次のいずれかに該当する者に対し、貸付決定を行った場合には、福祉事務所長が発行する保護変更決定通知書（写）等を貸付対象者から提示させる等により、生活保護の支給が廃止されていることを確認する。

i 貸付申請時に生活保護受給世帯の世帯員である高校生であって、高校卒業後、直ちに介護福祉士養成施設に就学しようとする者

ii 貸付申請時に生活保護受給世帯の世帯員である者であって、i以外の者に対する生活費加算を含む貸付決定を行った場合

③ 自立支援のための地域の関係機関との連携

生活費加算が「貧困の連鎖」の防止に資するためには、生活費加算を含む貸付金の貸与だけではなく、福祉事務所による支援や他の人材確保事業等と相まって、その十分な効果が期待されるものと考えられるので、県社協会長は、福祉事務所や介護福祉士養成施設等の関係機関と連携を密にし、次に掲げる取組の実施等による継続的な支援に努めるものとする。

ア 介護福祉士等養成施設に在学中の出席状況や学業成績等に関する定期的な確認及び支援

イ 介護福祉士等養成施設卒業後の福祉・介護関係等の求人情報の紹介や就職の斡旋

ウ 福祉・介護関係の職場に就労後の定着支援やキャリアカウンセリング

④ 生活費加算の額について

生活費加算の額については、貸付対象者の貸付申請時における年齢及び居住地に対応する生活保護制度における生活扶助基準額（第1類）に相当する額とし、貸付け後の加齢や転居等により区分が異なることとなった場合や生活扶助基準の見直しがあった場合も、貸付期間中の加算額の見直しは行わないものとする。

また、入学日が異なることにより加算額が異なることは適当ではないことから、年齢及び居住地が同一の者に係る加算額は、同一年度において同額とする。

4 福祉系高校修学資金返還充当資金貸付事業について（実施要綱第4条関係）

(1) 貸付対象者の要件について

貸付対象者は青森県福祉系高校修学資金貸付実施要綱の第9条に該当し、青森県内において、実施要綱第11条の2の(1)に規定する充当資金返還免除対象業務に従事しようとする者であること。

(2) 貸付額について

青森県福祉系高校修学資金貸付実施要綱の第3条の3により福祉系高校修学資金として貸し付けた額と同額とすること。

(3) 貸付方法について

貸付方法については、実際に返還充当資金を貸し付けて、貸付対象者が返還に充てるのではなく、実施要綱第4条の4に掲げる会計処理により、返還充当資金の金額を福祉系高校修学資金のサービス区分の勘定科目へ付け替えを行い、県社協内の会計処理で完結する。

5 介護福祉士実務者研修受講資金貸付事業について（実施要綱第5条関係）

介護福祉士実務者研修受講資金貸付事業の実施に当たっては、次に掲げる内容のほか、社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）が平成28年4月1日より改正され、平成28年度の国家試験より、3年の実務経験をもって介護福祉士国家試験を受験のための要件として、いわゆる実務者研修の受講が課されることを踏まえ、制度の周知や他の福祉・介護人材確保施策との有機的な連携のもとに実施する。

(1) 貸付対象者の要件について

貸付対象者の要件については、3の(1)の①を準用する。

(2) 貸付対象者の選定について

貸付対象者の選定にあたっては青森県内の介護施設・事業所から推薦を求めること等により公正かつ適切に行う。

(3) 貸付額について

介護福祉士実務者研修受講資金貸付事業の貸付額については、実務者研修施設に支払う授業料、実習費及び教材費等の納付金のほか参考図書、学用品、交通費及び国家試験の受験手数料等の経費に充当するものであり、実施要綱第5条の3に定める額の範囲内であれば実務者研修施設に支払うべき納付金の額に拘わらず、貸付対象者の希望する額を貸し付けて差し支えないものとする。

6 離職した介護人材の再就職準備金貸付事業について（実施要綱第6条関係）

(1) 貸付対象者について

貸付対象者は、青森県に住民登録をしている者又は青森県に所在する事業所又は施設に介護職員等として就労した者であって、実施要綱第6条の1に定める基準を満たす者とする。

(2) 貸付額について

離職した介護人材の再就職準備金貸付事業の貸付額については、実施要綱第6条の

1の(1)に規定する介護職員等として、再就職する際に必要となる次に掲げる経費に充当するものであり、実施要綱第6条の1の(4)の再就職準備金利用計画書により用途を確認した上で支給する。

- ① 子どもの預け先を探す際の活動費
- ② 介護に係る軽微な情報収集や学び直しのための講習会参加経費、国家試験の受験手数料又は参考図書等の購入費
- ③ 介護職員等として働く際に必要となる靴や訪問介護員等として利用者の居宅を訪問する際に必要となる道具又は当該道具を入れる鞆等の被服費
- ④ 敷金、礼金又は転居費など転居を伴う場合に必要となる費用
- ⑤ 通勤用の自転車又はバイクの購入費
- ⑥ その他、県社協会長が再就職する際に必要となる経費として適当と認める経費

7 社会福祉士修学資金貸付事業について（実施要綱第7条関係）

3の(1)から(4)まで及び(6)の内容を準用する。

8 貸付金の交付方法について（実施要綱第8条関係）

貸付金の交付は、分割、月決め又は一括の方法によるものとする。

9 貸付契約の解除について（実施要綱第10条関係）

実施要綱第10条の1の「資金貸付けの目的を達成する見込みがなくなつたと認められるに至つたとき」は、次の(1)から(5)までのいずれかに該当する場合をいう。

- (1) 退学したとき。
- (2) 心身の故障のため修学を継続する見込みがなくなつたと認められるとき。
- (3) 学業成績が著しく不良になつたと認められるとき。
- (4) 死亡したとき。
- (5) その他貸付事業の目的を達成する見込みがなくなつたと認められるとき。

10 返還の債務の当然免除について（実施要綱第11条関係）

- (1) 実施要綱第11条の適用に当たっては、貸し付けを受けた者の就労状況を定期的に把握した上で適切に行うものとする。
- (2) 実施要綱第11条の1の(1)の「国立障害者リハビリテーションセンター、国立児童自立支援施設等」には、国立高度専門医療研究センター又は独立行政法人国立病院機構の設置する医療機関であつて児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第2項の委託を受けた施設、医療型障害児入所施設「整肢療護園」、「むらさき愛育園」及び独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設を含むものとする。
- (3) 社会福祉士又は介護福祉士資格取得者が実施要綱第11条の1の「別添1の職種若しくは別添2の職種又は当該施設の長」（以下「別添1の職種等」という）として従事することができなかつた場合であつて、養成施設卒業後1年以内に別添1の職種等

以外の職種に採用された者については、県社協会長が本人の申請に基づき別添1の職種等に従事する意思があると認めた場合、実施要綱第11条の1（実施要綱第11条の5において準用する場合を含む。以下、10において同じ。）、「第11条の3及び第12条の2の「卒業した日から1年以内」を、「卒業した日から2年以内」と読み替えるものとする。

- (4) 実施要綱第11条の1、第12条及び第13条の1の(2)の「他種の養成施設等」は、介護福祉士養成施設卒業者の場合は社会福祉士養成施設、社会福祉士養成施設卒業者の場合は介護福祉士養成施設とする。
- (5) 実施要綱第11条の1、第12条及び第13条の2の(2)の「その他やむを得ない事由」は、例えば育児休業等の実施要綱第11条に規定する業務に従事することが困難であると客観的に判断できる場合とする。
- (6) 災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により国家試験を受験できなかった場合又は国家試験に合格できなかった場合（介護福祉士実務者研修受講資金又は社会福祉士修学資金の貸付を受けた場合に限る）であって、県社協会長が本人の申請に基づき次年度の国家試験を受験し、合格する意思があると認めた場合、実施要綱第11条の3、第11条の5において準用する第11条の1及び第12条の2に規定する「卒業した日」を、「国家試験に合格した日」と読み替えるものとする。
- (7) 実施要綱第11条の1に規定する返還免除対象期間、実施要綱第11条の2の「3年」、第11条の3及び4の「2年」の計算については、次の①から③までに掲げる方法とする。
 - ① 5年 在職期間が通算1,825日以上であり、かつ、業務に従事した期間が900日以上
 - ② 3年 在職期間が通算1,095日以上であり、かつ、業務に従事した期間が540日以上、
 - ③ 2年 在職期間が通算730日以上であり、かつ、業務に従事した期間が360日以上、

なお、ホームヘルパー・家政婦等の業務に従事した者に係る在職期間については、市町村及び有料職業紹介所の登録期間を含めるものとし、同時に2以上の市町村等において業務に従事した期間は1の期間として計算し、通算しないものとする。

11 返還について（実施要綱第12条関係）

返還の適用に当たっては、当該事業が実施要綱第11条に規定する業務に従事した者の定着促進を図るものであることを鑑み、返還の適用の前に貸し付けを受けた者の就労継続に当たっての相談支援等を行い、実施要綱第11条の貸付額に係る返還の債務を免除できるように促すことを努めるものとする。

12 返還の債務の裁量免除について（実施要綱第14条関係）

(1) 実施要綱第14条の1及び2の返還の債務の裁量免除は、相続人又は連帯保証人へ請求を行ってもなお、返還が困難であるなど、真にやむを得ない場合に限り、個別に適用する。

また、実施要綱第14条の3の返還の債務の裁量免除は、本事業が実施要綱第11条に規定する業務に従事した者の定着促進を図るものであることを鑑み、その適用以前に貸付を受けた者の就労継続に当たっての相談支援などを行い、実施要綱第11条の貸付額に係る返還の債務を免除できるように促すことを努めるものとする。なお、適用に当たっては、適用は機械的に行うことなく貸付けを受けた者の状況を十分把握の上、個別に適用する。この場合、貸付けを受けた期間以上所定の業務に従事した者であっても、本人の責による事由により免職された者、特別な事情がなく恣意的に退職した者等については、適用しない。

(2) 裁量免除の額は、青森県内において、実施要綱第11条に規定する業務に従事した期間（10（7）と同様）を、本事業による貸付けを受けた期間（この貸付けを受けた期間の考え方は10（7）と同様であり、1年を180日として換算する。なお、この期間が2年に満たないときは360日とする）の2分の5（中高年離職者等については2分の3）に相当する期間（実務者研修受講資金貸付事業、再就職準備金貸付事業及び障害福祉分野就職支援金貸付事業の貸付額については360日）で除して得た数値（この数値が1を超えるときは、1とする）を返還の債務の額に乗じて得た額とする。

附則

この要領は令和4年4月1日から施行する。

なお、この要領の施行に伴い、社会福祉法人青森県社会福祉協議会介護福祉士等修学資金貸付事業事務取扱要領は廃止するが、令和4年3月31日までに社会福祉法人青森県社会福祉協議会介護福祉士等修学資金貸付事業事務取扱要領に基づき貸付決定を行った者に係る取り扱いについては、なお従前の例によるものとする。



【お問い合わせ先】

社会福祉法人青森県社会福祉協議会 総務課

電話：017-723-1391 FAX：017-723-1394

ホームページ：福祉ネットあおもり <http://aosyakyu.or.jp/>

